

福岡市立背振少年自然の家
及び
福岡市海の中道青少年海の家

指定管理者
募 集 要 項

令和4年6月
福岡市こども未来局

＜ 目 次 ＞

1. 指定管理者制度の趣旨	P1	8. 評価基準	P8
2. 管理・運営対象施設 (1) 自然の家の概要 (2) 海の家の概要 (3) 入退所時間・休所日等 (4) 事業実績	P1	9. 指定管理業務の範囲 (1) 管理運営業務の概要 (2) 利用料金等の徴収に関する業務 (利用料金制度の採用) (3) 利用者負担 (4) 管理運営業務の実施に当たっての 市と指定管理者とのリスク分担 (5) 不可抗力の影響に関する義務 (6) 災害発生時の対応	P10
3. 指定期間	P2		
4. 応募について (1) 応募資格 (2) 留意事項	P2		
5. 選定について (1) 選定手続 (2) 選定委員会 (3) 選定の流れ (4) 選定における評価基準 (5) 候補者の決定方法	P4	10. 経理に関する事項 (1) 管理運営業務に関し市が負担する 指定管理料の上限額 (2) 市が支払う指定管理料に含まれる 経費 (3) 修繕費及び備品購入費の取扱い (4) 指定管理料の支払い (5) 管理運営業務に係る経理の明確化	P11
6. 募集・選定手続等 (1) 募集及び選定等スケジュール (2) 募集要項の配布 (3) 募集説明会の開催 (4) 施設見学会の開催 (5) 募集要項に関する質問の受付 (6) 募集要項に関する質問の回答 (7) 応募書類の受付 (8) 選定結果の通知および公表 (9) 指定管理者の候補者との仮協定締結 (10) 指定管理者の指定（基本協定締結） (11) 指定管理者との実施協定締結	P4	11. モニタリング (1) モニタリングとは (2) 事業報告書等の提出 (3) モニタリングの実施 (4) 業務の基準を満たしていない場合 の措置 (5) インセンティブ・ペナルティ制度 の導入	P12
7. 応募書類 (1) 指定管理者指定申請書 (2) 団体に関する書類 (3) 応募資格に関する申立書 (4) 中小企業の活性化に係る評価に関 する申立書 (5) 競争入札参加停止措置に関する申 立書 (6) 指定管理等の実績一覧表 (7) 提案書に係る書類	P6	12. その他 (1) 関係法令の遵守 (2) 引継業務 (3) 監査 (4) 公表・公開について (5) 第三者への委託等 (6) 賠償責任保険等の加入 (7) 指定の取消し等 (8) 自主事業	P13

＜問い合わせ先（事務局）＞

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所本庁舎13階

子ども未来局子ども部子ども発達支援課（担当：興柊（こうろぎ）、香月（かつき））

電話 092-711-4178 E-Mail hattatsushien.CB@city.fukuoka.lg.jp

1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

福岡市立背振少年自然の家（以下「自然の家」という。）及び福岡市海の中道青少年海の家（以下「海の家」という。）の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、管理運営について、制度趣旨を踏まえた創意工夫ある提案を求めます。

2 管理・運営対象施設

(1) 自然の家の概要

施設の名称	福岡市立背振少年自然の家
施設の所在地	福岡市早良区大字板屋 530 番地
施設の設置目的	自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る。
設置日	昭和 59 年 7 月 21 日
宿泊定員	本館 300 人 (12 人部屋×20 室、8 人部屋×4 室、7 人部屋×4 室) 第 1 キャンプ場 (42 サイト) 第 2 キャンプ場 (8 サイト)
主な施設	○本館施設 管理棟、宿泊棟、生活棟、研修棟、プレイホール棟 ○本館周辺施設 工作室、天文台、講師等宿泊棟、つどいの広場 ○キャンプ施設 キャンプ場施設、キャンプセンター
特記事項	・旅館業法に基づく簡易宿所

(2) 海の家の概要

施設の名称	福岡市海の中道青少年海の家	
施設の所在地	福岡市東区大字西戸崎（国営海の中道海浜公園内）	
施設の設置目的	自然環境の中での集団宿泊活動や野外体験活動を通して心身ともに健全な青少年の育成を図る。	
設置日	平成元年 7 月 29 日	
宿泊定員	宿泊室 320 人（8 人部屋×40 室） リーダー室 16 人（2 人部屋×8 室） キャンプ場 (25 サイト)	
主な施設	市が設置	○本館棟 ○宿泊棟 ○プレイホール ○渡り廊下 ○エネルギー棟 ○ポンプ室 ○プロパン庫 ○倉庫 ○中継ポンプ室 ○駐車場
	国が設置	○広場・中庭 ○キャンプ場 ○キャンプ場駐車場 ○ガードマン詰め所 ○中継ポンプ室排水施設 ○井戸ポンプ室 ○井戸ポンプ室給水施設
特記事項	・国の許可を受け、国営海の中道海浜公園内に設置。 ・旅館業法に基づく簡易宿所	

(3) 入退所時間・休所日等

① 自然の家

ア 入退所時間

午前9時から午後5時まで

イ 休所日

a 毎週月曜日（12月1日から翌年3月31日までの間に限る。）。ただし、月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の場合は、その翌日。

b 12月29日から翌年1月3日まで

② 海の家

ア 入退所時間

午前9時30分から午後5時まで

イ 休所日

a 2月の第1月曜日及びその翌日

b 1月1日及び12月31日

③ 共通事項

上記にかかわらず、施設の修繕等のため市長が特に必要と認めるときは、①及び②に記載の事項を変更することができます。

(4) 事業実績

別紙1のとおり。

（平成30年度～令和3年度利用者数・利用料金収入の推移等）

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

4 応募について

(1) 応募資格

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

ア 複数の団体により構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）で応募することができる。

イ 共同事業体で応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、共同事業体を構成する団体（以下「構成団体」という。）及びその共同事業体を代表する団体（以下「代表構成団体」という。）を定め、管理運営業務の実施に係る役割・責任分担を明確にすること。

ウ 応募する団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）（以下「応募団体等」という。）は、福岡市内に事業所を置くものであること。

② 次に該当する場合は、応募団体等となることができない。

ア 個人

イ 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者

ウ 所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金を滞納している者（任意団体にあつてはその代表者）

エ 応募時点で、自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた者

オ 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者

a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員に就任していること。

b 暴力団員が実質的に運営していること。

- c 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- d 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認知された日から2年を経過していない者（その団体の代表者が該当する場合を含む。）
- キ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくない者

(2) 留意事項

① 接触の禁止

「背振少年自然の家等に係る指定管理者選定・評価委員会」の委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

② 重複応募の禁止

応募団体等は、単独による応募又は共同事業体による応募にかかわらず、複数の応募はできません。（1団体につき、応募は1件とします。）

③ 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。なお、市からの依頼に基づく変更・追加はこの限りではありません。

④ 虚偽の記載に対する取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、「指定管理者指定辞退届（様式1）」を提出してください。

⑦ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体・共同事業体の負担とします。

⑧ 応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があり、その取扱い等については、応募書類に準じます。

⑨ 応募書類の著作権等

団体・共同事業体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体・共同事業体に帰属します。なお、自然の家及び海の家指定管理者の選定後、提案書等の内容について、情報公開請求があった場合その他市長が必要と認めるときには、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑩ 提供資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、市が提供した資料の返却を求める場合があります。

5 選定について

(1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

(2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、「背振少年自然の家等に係る指定管理者選定・評価委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会では、指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行い、団体から提出される応募書類について、ヒアリングなどで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べるなど、選定過程において重要な役割を担う協議会です。

(3) 選定の流れ

① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているかを事務局で確認します。なお、確認に当たっては、提出資料等の内容確認又は追加資料のお願いをすることがあります。

② 選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリングを実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します。（ヒアリングの実施方法などの詳細については、別途通知します。）

(4) 選定における評価基準

応募内容を8. 評価基準（8ページ参照）により審査し、自然の家及び海の家を最も適切に管理運営することができる団体を選定します。

(5) 候補者の決定方法

選定委員会での評価点の合計、選定委員の個別意見等を総合的に勘案して、市が指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。

6 募集・選定手続等

(1) 募集及び選定等スケジュール

・募集の周知	令和4年	6月30日～8月31日
・募集要項の配布		6月30日～8月31日
・募集説明会、施設見学会の申込み締切		7月11日
・募集説明会の開催		7月13日
・施設見学会の開催		7月14日～15日
・募集要項に関する質問の受付		7月20～7月27日
・募集要項に関する質問の回答		8月3日
・応募書類の受付		8月24日～8月31日
・選定委員会による審査		9月下旬～10月上旬予定
・選定結果の通知		10月上旬予定
・指定管理者の候補者の公表		同上
・指定管理者の候補者との仮協定締結		10月下旬予定
・指定管理者の指定（基本協定締結）		12月下旬予定
・指定管理者との実施協定締結	令和5年	4月

(2) 募集要項の配布

- ・配布時期 令和4年6月30日(木)から8月31日(水)まで(土・日・祝日を除く。)
- ・配布時間 午前9時から午後5時まで
- ・配布場所 福岡市こども未来局こども部こども発達支援課(福岡市役所13階)
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL 092-711-4178 FAX 092-733-5883

※市のホームページから募集要項及び様式がダウンロードできます。

URL : <https://www.city.fukuoka.lg.jp>

[TOP ページ] → [創業・産業・ビジネス] → [入札・契約・公募]
→ [契約情報/指定管理者制度]

(3) 募集説明会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。

「指定管理者募集説明会参加申込書(様式2-1)」に必要事項を記入のうえ、7月11日(月)午後5時(必着)までに、郵送または電子メールのいずれかで事務局にお申し込みください。

- ・開催日時 令和4年7月13日(水) 10時30分から(1時間程度)
- ・開催場所 アクロス福岡(福岡市中央区天神1丁目1-1) 701会議室
- ・参加人数 各団体2名以内とします。
- ・資料 募集要項等一式を持参してください。

※募集説明会の出席は、公募提案に参加する必須条件ではありません。

(4) 施設見学会の開催

施設見学会を次のとおり開催します。

「施設見学会参加申込書(様式2-2)」に必要事項を記入のうえ、7月11日(月)午後5時(必着)までに、郵送または電子メールで事務局にお申し込みください。

なお、参加人数は各団体2名以内とします。

① 自然の家

- ・開催日時 令和4年7月15日(金) 13時30分から(1時間半~2時間程度)
- ・開催場所 自然の家(早良区板屋530番地)(※集合場所 研修室)

② 海の家

- ・開催日時 令和4年7月14日(木) 13時30分から(1時間程度)
- ・開催場所 海の家(東区西戸崎(国営海の中道海浜公園内))(※集合場所 研修室)

※施設見学会の出席は、公募提案に参加する必須条件ではありません。

(5) 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間 令和4年7月20日(水)から7月27日(水)午後5時まで
- ・受付方法 「質問書(様式3)」に記入のうえ、電子メールに添付して、問い合わせ先(事務局)あてに送付してください。(電子メールの件名は、「背振少年自然の家等指定管理者公募 ○○」(○○は提出団体名)としてください。

※電子メール送信後は速やかに事務局にその旨電話連絡してください。なお、電話、口頭での質問は受け付けません。

(6) 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、市ホームページで公表します。(8月3日(水)公表予定)

※団体名は掲載しません。また内容によって回答しないことがあります。

(7) 応募書類の受付

- ・受付期間 令和4年8月24日(水)から8月31日(水)まで(土・日を除く。)
- ・受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く。)
- ・受付方法 応募書類一式を必ず持参してください。

※事故防止のため、郵便等での提出は受け付けません。また、応募書類に不備がある場合は受け付けません。事前に事務局へ持参日時の連絡をお願いします。

・受付場所 事務局（こども未来局こども部こども発達支援課／福岡市役所13階）

(8) ヒアリング、指定管理者の候補者の選定

応募者に対して、選定委員会によるヒアリング・審査を行います。選定委員会の意見を参考にして、指定管理者の候補者を福岡市が選定します。

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。なお、共同事業体については代表構成団体あてに通知します。（令和4年10月上旬予定）

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、市ホームページへの掲載等により公表します。ホームページには、候補者及び次点候補者（第2順位）の団体名を公表します。それ以外の応募団体名についても、福岡市情報公開条例に基づく情報公開の対象となります。

(10) 指定管理者の候補者との仮協定締結

選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、「背振少年自然の家等の管理に係る基本協定書（案）」（別紙2）を基本に仮協定を締結します。候補者との協議が成立しない場合は、次点候補者と仮協定締結に向けて協議を行います。なお、次点候補者としての権利を有する期間は、令和4年度末までとします。

(11) 指定管理者の指定（基本協定締結）

議会の議決後（令和4年12月予定）に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。なお、先に締結した仮協定は、指定管理者の候補者が指定管理者として指定されたときから、特段の行為を要せず本協定として成立するものとします。

(12) 指定管理者との実施協定締結

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料その他必要な事項について、「背振少年自然の家等の管理に係る実施協定書（案）」（別紙3）を基本に実施協定を締結します。なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出していただきます。

7 応募書類

応募時に提出が必要な書類は以下のとおりです。書類に不備又は不足がある場合は、受理できないことがありますので、注意してください。

(1) 指定管理者指定申請書（様式4） 10部（原本1部、写し9部）

共同事業体による応募の場合は、代表構成団体及び構成団体が連名で指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書兼委任状（様式5）及び共同事業体連絡先一覧（様式6）を提出してください。

※指定管理者として指定された場合は、別紙4「背振少年自然の家等指定管理者共同事業体協定書（例）」を基本に構成団体間で協定を締結し、その写しを市に提出してください。

(2) 団体に関する書類 各10部（原本1部、写し9部）

共同事業体で応募する場合は、構成団体全てについて以下の書類を提出してください。また、役員名簿により収集した個人情報、暴力団排除に関する応募資格の確認を行うため、福岡県警察への照会確認に使用します。

① 団体が法人の場合

ア 団体の概要（様式7）

イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去3か年の事業報告書

- エ 当該法人の登記事項証明書
 - オ 法人税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
 - カ 貸借対照表（過去3年分）
 - キ 損益計算書（過去3年分）
 - ク 付属書類
 - a 製造原価報告書等の原価の明細、販売費及び一般管理費等の明細
 - b その他人件費が含まれる費用があればその明細
 - ケ 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）
 - コ 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式8）
 - サ 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書
- ② 団体がその他の団体（法人以外）の場合
- ア 団体の概要（様式7）
 - イ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去3か年の事業報告書
 - エ 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去3か年の収支決算書
 - オ 財産目録
 - カ 所得税、消費税、地方消費税及び本市市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
 - キ 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）
 - ク 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式8）
 - ケ 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書
- (3) 応募資格に関する申立書（様式9） 10部（原本1部、写し9部）
- 共同事業体による応募の場合は、構成団体全てについて提出してください。
 なお、本市の競争入札有資格者名簿に登録されていない団体については、暴力団排除に関する誓約書（様式10）をあわせて提出してください。
- (4) 中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式11） 10部（原本1部、写し9部）
- 共同事業体による応募の場合は、構成団体全てについて提出してください。
- (5) 競争入札参加停止措置に関する申立書（様式12-1、12-2、13-1、13-2）
 10部（原本1部、写し9部）
- 福岡市及び国又は他の地方公共団体における競争入札参加停止措置について、それぞれ提出してください。共同事業体による応募の場合は、構成団体全てについて提出してください。
- (6) 指定管理等の実績一覧表（様式14） 10部
- 本市又は他都市の公共施設における指定管理者制度による管理運営の実績、又は民間が設置する類似施設における管理運営の実績について記載してください（該当がない場合は「該当なし」と記載してください。）。
- 共同事業体による応募の場合は、構成団体全てについて提出してください。
- (7) 提案書に係る書類 各10部
- ① 指定管理業務の事業計画書（様式15-1～様式15-10）
 - ② 指定管理業務の収支予算書（様式16）
- ※事業計画書には、応募団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名、広告フレーズ等）は記載しないでください。

8 評価基準

福岡市立背振少年自然の家条例（以下「自然の家条例」という。）第 14 条第 3 項各号及び福岡市海の中道青少年海の家条例（以下「海の家条例」という。）第 14 条第 3 項各号に定める基準に基づき、下表のとおり審査します。

なお、下表に定める 4 つの評価基準の項目のうち、評価に値しないなど不適切と評価された項目が 1 つでもある場合は、総合点の高低に関わらず、市は候補者として選定しない場合があります。

評価基準及び配点表

評価基準	主な審査の視点	該当様式	配点
I 市民の正当かつ公平な利用の確保	○施設の設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針 ○管理運営に対する理念・意欲	様式 15-1	10
II 施設の管理を的確に遂行するために必要な能力及び経済的基礎	○管理運営の実施体制 (共同事業体においては管理責任体制を含む) ○管理運営を適切に行う人員配置、人材育成	様式 15-2	45
	○施設の適切な維持管理 (施設・設備等の維持管理の考え方、類似施設の運営実績など)	様式 15-3 様式 14	
	○事故等の防止など安全対策、事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制	様式 15-4	
	○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護に関する取組	様式 15-5	
	○管理運営を維持できる安定的な経営基盤	団体に関する書類	
III 施設の効用の十分な発揮及び管理に要する経費の縮減	○事業の実施計画 (管理の基準に定める事業の確実な実施、効果的な事業の提案など) ○提案内容の実行可能性	様式 15-6	35
	○学校利用に対する配慮 (基本的な考え方、利用調整、トラブル防止など)	様式 15-7	
	○利用者に対するサービスの向上 (施設利用に係る利用者視点の取組など)	様式 15-8	
	○利用団体増の方策 (団体種別に応じた利用促進の取組みなど)	様式 15-9	
	○経費節減の取組 ○収支計画の妥当性	様式 15-10 様式 16	
IV 市施策への寄与	○市の施策に寄与する取組	様式 15-11	10
	○地場中小企業の活性化 (※2)	様式 11	
合 計			100

※1 配点の合計 100 点満点中、60 点を指定管理者の候補者とするための最低制限基準とする。最低制限基準を満たさない場合は選定しない。

※2 以下のとおりの5段階評価とする。

A	「構成団体の全てが地場中小企業」
B	「構成団体の全てが地場企業かつ構成団体の一部が地場中小企業」
C	「構成団体の全てが地場企業かつ構成団体のすべてが地場中小企業以外」又は 「構成団体の一部が地場企業かつ構成団体の一部が地場中小企業」
D	「構成団体の一部が地場企業かつ構成団体の全てが地場中小企業以外」
E	「構成団体の全てが地場中小企業以外」

※3 現在の指定管理者が応募した場合は、インセンティブ・ペナルティ制度に基づき、指定期間の管理運営業務の評価により、+3%（配点において3点）を別途加点する。
（評価結果については福岡市ホームページで公表しています。）

※4 令和5年4月1日から遡って5年の間に、本市の指定管理業務において、不適切な行為により業務の停止や改善指導を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定委員に情報提供し、下記の項目の評価に反映することがある。

評価基準 II 施設の管理を的確に遂行するために必要な能力及び経済的基礎
○施設の適切な維持管理

※5 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、指定管理者募集の公告日に、競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかる者（次頁の図1-②に該当する団体）は、当該措置の指名停止期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供するとともに、5点を減点する。（様式12-1及び12-2により確認します。）

※6 国又は他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止の措置期間がかかる者（次頁の図2に該当する団体）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供する。（様式13-1及び13-2により確認します。）

※7 下図 1-①に該当する団体は、応募することができません。

1. 福岡市の競争入札参加停止措置(※1)を受けた場合			
(※1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置			
	応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か
1-①	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間中	応募資格なし	公告日 令和4年6月30日 ↓ 福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 措置期間：令和4年5月1日～8月31日 ●-----● ※4か月
1-②	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間にある	応募資格有 減点及び委員に情報提供 申立書提出必要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 措置期間：令和4年3月1日～5月31日 ●-----● ※3か月 福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間 ●-----● ※3か月
1-③	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間終了日の翌日以降	応募資格有 減点等対象外 申立書提出不要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 措置期間：令和4年2月1日～3月30日 ●-----● ※2か月 福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間 ●-----● ※2か月
2. 国・他の地方公共団体の競争入札参加停止措置(※2)を受けた場合			
(※2) 国及び他の地方公共団体の、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要領等に基づく、一般競争入札指名停止措置			
		過去2年間 (令和2年6月30日～令和4年6月29日)	公告日 令和4年6月30日
2	公告日前日までの過去2年間に、国又は他の地方公共団体の競争入札参加停止の措置期間がある	応募資格有 委員に情報提供 申立書提出必要	過去2年間 (令和2年6月30日～令和4年6月29日) 令和2年6月30日 公告日 令和4年6月30日 □□市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和2年6月1日～令和2年9月30日 ●-----● △△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和4年5月1日～令和4年8月31日 ●-----●

9 指定管理業務の範囲（管理の基準等）

(1) 管理運営業務の概要（詳細は別紙7「管理運営業務仕様書」を参照）

- ① 基本的事項
- ② 組織体制・業務に従事する者の基準
- ③ 施設の管理に関する業務
- ④ 施設の運営に関する業務
- ⑤ その他の業務

(2) 利用料金の徴収に関する業務（利用料金制度の採用）

利用者から徴収する利用料金は、管理運営業務の実施に係る費用の一部として、指定管理者が直接収入として収受することとします。

利用料金の具体的な金額は、自然の家条例及び海の家条例で定める上限額（別紙5参照）の範囲内で指定管理者が定める必要があります。（市の事前承認が必要）

(3) 利用者負担

施設の管理運営に当たっては、食事の提供や事業実施等に伴う実費相当分の費用を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができます（利用者負担金を徴収することができる事業は、別添「管理運営業務仕様書」に記載されたものに限る）。利用者負担金の額については、事前に市の承認を得る必要があります。

(4) 管理運営業務の実施に当たっての市と指定管理者とのリスク分担

別紙6のとおり。（リスク分担表）

(5) 不可抗力の影響に対する義務

暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な事象（以下「不可抗力」という。）が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、不可抗力の影響を早急に除去するための措置を講じ、不可抗力により発生する損害・損失及び費用の増加を最小限にするよう努めること。

なお、不可抗力の発生により、損害・損失又は費用の増加が発生したきは、協定の変更又は費用負担等の対応について、速やかに市と協議をしてください。

(6) 災害発生時の対応

災害に備え、災害時対応マニュアルを整備し、あらかじめ市に報告するとともに、防災に関する研修及び避難訓練を実施すること。

また、災害発生時には、両施設ともに避難所として開設される可能性があるため、安全確認・開錠から避難所開設までの初動対応や、開設後の避難所運営等について、市に積極的に協力すること。（自然の家については、福岡市地域防災計画上の一時避難所に指定されています。）

10 経理に関する事項

(1) 管理運営業務に関し市が負担する指定管理料の上限額（自然の家及び海の家合計額）

令和5年度 338,848千円

（消費税及び地方消費税10%を含み、修繕費及び備品購入費は含まない。）

- ・上記の額については、議会の議決により変動する場合があります。
- ・利用料金制度を採用するため、提案していただく指定管理料の額は、管理運営業務に係る費用のうち、利用料金等による収入を控除した額となります。
- ・実施協定で締結する毎年度の指定管理料の額は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、市と指定管理者との協議によって決定します。
- ・利用料金等による収入の額が、提案時の見込みの額より増減があった場合であっても、当該年度において市が支払う指定管理料の額は、原則、実施協定で締結した額（修繕費及び備品購入費など年度ごとに精算する額を除く。）となります。

(2) 市が支払う指定管理料に含まれる経費

指定管理料については、管理運営業務の実施に係る次の経費が含まれるものとして、その金額を支払います。また、原則として、指定管理料（修繕費及び備品購入費など年度ごとに精算する額を除く。）の精算（余剰・不足が生じた場合の市への返納・追加請求等）はしません。

なお、事業所税等の公租公課は全て指定管理者の負担となるため、事業所税や固定資産税等の納税義務者となるか否については、あらかじめ関係官公署に問い合わせること。

- ・人件費
- ・事務費
- ・管理費（保守管理費、光熱水費、修繕費及び備品購入費 など）
- ・事業費（事業実施に係る経費）
- ・負担金（運営に関して必要な会議費、会費 など）

(3) 修繕費及び備品購入費の取扱い

管理運営に必要な施設の修繕及び備品購入については、本来、市が直接行うべきものですが、指定管理者が速やかに対応できるよう、令和5年度は、指定管理料のうち6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を、修繕費及び備品購入費として年度当初に概算で支払い、年度終了後の実施報告に基づき精算を行います。精算の結果、概算で支払った額に余剰がある場合は、速やかに市に返納していただきます。

また、修繕費及び備品購入費で修繕した施設・設備、又は購入した備品の所有権は市に帰属します。

なお、修繕費及び備品購入費以外の指定管理料で備品を購入した場合の所有権の帰属については、自然の家及び海の家継続的な管理運営の観点から、個々の事案ごとに市と指定管理者との協議のうえ決定しますので、購入に当たっては事前に市と協議する必要があります。

(4) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、実施協定により、年額（修繕費及び備品購入費を除く。）及びその四半期ごとの額並びに修繕費及び備品購入費の額を定めます。

支払方法は、指定管理料（修繕費及び備品購入費を除く。）は四半期ごとに前金で、修繕費及び備品購入費は第1四半期に一括して概算で支払います。

(5) 管理運営業務に係る経理の明確化

管理運営業務の執行に係る経理（業務実施に係る指定管理料、利用料金等の出入金など）については、指定管理者となった団体の他の業務に係る経理と区分して、明確にしてください。

11 モニタリング

(1) モニタリングとは

指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、管理運営業務等の実施状況を①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評価、評価委員会による評価）を行うことです。

本市は、指定期間中に、指定管理者自己評価及び市による評価を毎年度実施します。なお、有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を、令和8年度に行う予定です。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート（利用者アンケート結果を含む）を提出していただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目については、別途定めます。

(3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、別途定めます。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

(5) インセンティブ・ペナルティ制度の導入

次回の指定管理者の公募において、指定期間中における指定管理者のモニタリング評価結果を反映する「インセンティブ・ペナルティ制度」を導入します。

具体的には、令和8年度に実施を予定している評価委員会において、指定期間中（令和7

年4月1日から令和8年3月31日までの期間)の指定管理者の管理運営業務を評価し、次回の公募で当該指定管理者が応募した場合には、その評価結果を反映(加点または減点)します。評価の項目及び加減点については以下のとおりです。

【モニタリング評価の項目】

- ・業務の履行状況に関する評価
- ・サービスの質に関する評価
- ・経済性・効率性に関する評価
- ・その他施設の管理運営にあたり工夫し成果をあげた取組等
- ・指定管理業務における不適切な行為
- ・市による総合評価

【加減点】

モニタリング評価結果	合計(満点)に対する加減点の率
A(非常に優れている)	+5%
B(優れている)	+3%
C(標準)	0
D(少し劣っている)	-3%
E(劣っている)	-5%

12 その他

(1) 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、特に関連する法令は以下のとおりです。その他関連する法令を含め、必ず遵守する必要があります。

① 地方自治法

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が施設を利用することを拒んではいけません(第244条第2項)。また、住民が施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはいけません(第244条第3項)。

③ 労働関係法令

職員の雇用に関する関係法令を遵守し、必要な規程の作成や届出等を行うとともに、雇用環境の維持向上に努めなければなりません。

ア 職員の雇用については、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法その他管理運営に当たり関連する労働関係法令を遵守し、就業規則その他の必要な規程等を整備するとともに、必要な届出を監督官庁に行うこと。

イ 職員に対する給与、賃金等の支払いを適切に行うこと。

ウ 個々の職員が市民サービスの向上及び管理経費の縮減に意欲を持って取り組めるよう、安全衛生やコミュニケーション、ワーク・ライフ・バランスの充実など働き方改革の推進を含め、十分な労働環境を整えること。

③ 自然の家条例及び同施行規則、並びに海の家条例及び同施行規則

指定管理者は、自然の家条例及び同施行規則、並びに海の家条例及び同施行規則に基づき、施設の管理運営を行わなければなりません。

④ 福岡市個人情報保護条例

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第16条の規定により、指定管理者は、施設の管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を求められるほか、市から利用者に関する個人情報の開示の請求等があった場合には、同条例第20条に基づき対応しなければなりません。

⑤ 福岡市情報公開条例

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第7条の規定により、指定管理者には情報公開の義務が課せられるほか、市から管理運営業務を行うに当たって保有する文書

等の提出の要求があった場合には、速やかにこれに応じなければなりません。

また、指定管理者は、公の施設の管理運営業務を行うに伴って保有する文書の管理及び保存等の手続きについて具体的要領等を定め、文書管理簿等の帳簿により適正に管理しなければなりません。

⑥ 福岡市行政手続条例

指定管理者は福岡市行政手続条例（平成7年福岡市条例第56号）における利用許可等の行政処分を行うときは、同条例の定めに従って行わなければなりません。

また、自然の家条例施行規則及び海の家条例施行規則に基づき、利用許可等の審査基準及び申請等に対し処分するまでに通常要すべき標準的な処理期間を定めて利用許可等を行うとともに、事務所における備付けその他適当な方法によりこれを公にしておかなければなりません。

なお、利用許可の取消し等の不利益処分を行う場合においては、事前に市に通知するとともに、当該手続終了後には経過及び結果について速やかに市に報告すること。

⑦ 福岡市暴力団排除条例

指定管理者は福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）の基本理念に則り、同条例第4条に規定する市の役割及び第5条に規定する市民等の役割を踏まえ、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することになります。具体的な取組みについては、次のとおりです。

ア 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

なお、施設利用者等が暴力団員などであるかどうか確認が必要な場合は、「福岡市暴力団排除事務処理マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、市に相談し、その指示に従うこと。

イ 指定管理者の候補者の選定後に締結する基本協定及び実施協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について、暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととする。（委託された第三者がさらに他業者へ委託する場合を含む。）

また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに市に報告し、その指示に従うこと。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうかの確認が必要な場合は、「福岡市暴力団排除事務処理マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、市に相談しその指示に従うこと。

(2) 引継業務

① 指定期間開始前の引継

引継業務の内容は、主に次のとおりです。

- ・従前の指定管理者からの管理運営業務（文書及び備品を含む。）の引継
- ・事業計画書作成業務 など

※引継時に本市職員が立ち会います。

※現指定管理者の業務の視察を事前に行うことが可能です。

※引継にかかる費用は、原則、現指定管理者の負担ですが、新指定管理者の引継にかかる人件費等は、新指定管理者の負担となります。

② 指定期間終了時の引継

指定期間終了時（指定取り消し等による終了時を含む。）は、新指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、次の点に留意して引継を行うこと。

- ・指定期間終了の2か月前から新指定管理者に引継が可能な体制を確立すること。
- ・引継の際に、通常業務に支障をきたさないようにすること。
- ・引継については、新指定管理者に対して、OJT（On The Job Training）の機会を提供すること。

(3) 監査

指定管理者は、施設の設置者である市の事務を監査するのに必要な範囲で、出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。（議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、市の事務に関する監査の求めがあった場合を含む。）

(4) 公表・公開について

指定管理者選定の過程及び選定結果、モニタリング評価の過程（評価委員会を開催した場合）及び評価結果等については、市ホームページにて公表します。

また、提案書等、市に提出する書類については、選定されなかった団体のものも含め、福岡市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則として、同条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

(5) 第三者への委託等

管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができますが、管理運営業務を一括して第三者に委託することは禁止されています。第三者への委託（以下「再委託」という。）を行う場合は、次の事項を遵守のうえ、あらかじめ文書により市の承認を受ける必要があります。委託された第三者がさらに他業者へ委託（以下「再々委託」という。）する場合も同様です。なお、再々委託から先の委託については、原則、認めません。

- ① 再委託又は再々委託の内容は、施設の管理運営に支障のないものでなければなりません。
- ② 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者は、再委託又は再々委託の相手方とすることはできません。
- ③ 管理運営業務は指定管理者の責任において遂行するものであるため、再委託又は再々委託して行う業務について委託業者の責めに帰すべき事由により生じた損害についても、市との協定においては、指定管理者の責めに帰すべきものとなります。
- ④ 指定管理者は、再委託先又は再々委託先が施設の管理運営業務を行う上で想定される損害を填補する保険に指定管理者自身が加入している場合を除き、再委託先又は再々委託先に加入させなければなりません。
- ⑤ 指定管理者は、再委託又は再々委託の業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、市からの求めに応じて、適宜適切に報告しなければなりません。

(6) 賠償責任保険等の加入

背振少年自然の家、海の中道青少年海の家管理運営に当たって、市は以下の賠償責任保険に加入しています。指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合の賠償費用（第三者においては、下記保険の支払限度額を超える損害に限る。）は、指定管理者の負担となります。なお、指定管理者において別途、下記保険の支払限度額を超える賠償責任保険を加入する場合は、指定管理料に含まれる経費として取り扱って差し支えありません。

また、自動車の使用に起因する事故、提供した飲食物等に起因する事故などの保険の対象外となる賠償保険、並びに主催の行事に参加中に外来の事故により被災をした利用者等を対象とした補償保険などについては、必要に応じ加入して下さい。

【背振少年自然の家、海の中道青少年海の家管理運営に対して市が加入する賠償責任保険の概要】

① 保険の種類：賠償責任保険

市（又は指定管理者）が所有、使用、管理する施設及び市（又は指定管理者）の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対する保険金（ただし、自動車の使用に起因する賠償責任、提供した飲食物等に起因する賠償責任等の保険対象外の事故があります。）

② 契約類型：「市民総合賠償補償保険」の賠償責任保険（D型）

賠償責任保険 D型 支払限度額	身体賠償	1名につき 1億円 1事故につき 10億円
	賠償物賠償	1事故につき 2,000万円

(7) 指定の取消し等

指定管理者が次のいずれかに該当するときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- ① 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による指示に従わないとき。
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- ③ 自然の家条例第 14 条第 3 項各号及び海の家条例第 14 条第 3 項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認められるとき。
- ④ 自然の家条例第 17 条及び海の家条例第 17 条に規定する管理の基準を遵守しないとき。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- ⑥ 管理運営業務を履行しないとき、又は履行することができないと認められるとき。
- ⑦ 重大な法令違反があったとき。
- ⑧ 福岡県警察本部からの通知に基づき、次のいずれかに該当すると判明したとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員に就任していること。
 - イ 暴力団員が実質的に運営していること。
 - ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- ⑨ その他、指定管理者による管理運営業務を継続することが適当でないと認められるとき。

(8) 自主事業

管理運営業務以外に、自主事業（基本協定書締結後に、指定管理者の責任において自主的に企画・実施するもので、サービスの向上に寄与すると市が判断し、実施を認める事業）を実施することができます。

- ① 実施に当たっては、市の事前承認が必要です。
- ② 実施に係る費用については、指定管理者の負担（指定管理料以外。利用者から一定の料金（利用者負担金）を徴収することも可能）となります。
- ③ 管理運営業務との区分は下記のとおりとし、自主事業の収支計画書・収支報告書については、管理運営業務とは明確に区分して作成してください。

	管理運営業務	自主事業
実施主体	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
実施責任	市（一義的には指定管理者）	指定管理者
施設の利用 （許可申請等の手続き）	手続き不要 （施設管理者として利用）	手続き必要 （一般の利用者と同様）
リスク分担表の適用	対象	対象外
市長会保険の適用	対象	対象外
指定取消事由	対象	対象外
収支報告	管理運営業務として報告	自主事業として報告

背振少年自然の家 及び 海の中道青少年海の家の利用状況(平成30年度～令和3年度)

※新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休所期間
 令和2年3月2日～20日、4月4日～5月31日
 令和3年5月12日～6月20日、8月9日～9月30日
 ※令和2年度の自然教室は全件中止

1. 利用団体別

(単位:人)

区分	H30				R1				R2				R3						
	団体数	実利用者数	延泊者数	延利用者数	団体数	実利用者数	延泊者数	延利用者数	団体数	実利用者数	延泊者数	延利用者数	団体数	実利用者数	延泊者数	延利用者数			
背振	学校団体	自然教室(福岡市内)	小学校	日帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	482	0	482		
				1泊2日	0	0	0	0	3	351	351	702	0	0	0	12	1,148	1,148	2,296
				2泊3日	31	3,410	6,820	10,230	25	2,773	5,546	8,319	0	0	0	9	1,089	2,178	3,267
				3泊4日	0	0	0	0	1	138	414	552	0	0	0	0	0	0	0
				小計	31	3,410	6,820	10,230	29	3,262	6,311	9,573	0	0	0	0	24	2,719	3,326
		中学校	日帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1泊2日	0	0	0	0	1	224	224	448	0	0	0	0	0	0	0	
			2泊3日	9	1,744	3,488	5,232	7	1,047	2,094	3,141	0	0	0	0	0	0	0	
			3泊4日	0	0	0	0	1	48	144	192	0	0	0	0	1	46	138	184
			小計	9	1,744	3,488	5,232	9	1,319	2,462	3,781	0	0	0	0	1	46	138	184
	その他学校	小学校	7	713	1,161	1,874	9	1,015	1,107	2,122	17	1,456	625	2,081	15	1,063	624	1,687	
		中学校	4	526	932	1,458	3	351	575	926	0	0	0	0	0	0	0		
		高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		小計	11	1,239	2,093	3,332	12	1,366	1,682	3,048	17	1,456	625	2,081	15	1,063	624	1,687	
	特別支援学校	小学部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
中学部		0	0	0	0	2	64	64	128	0	0	0	0	0	0	0			
高等部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
小計		0	0	0	0	2	64	64	128	0	0	0	0	0	0	0			
中学・高校生徒会	4	173	173	346	5	270	615	885	0	0	0	0	0	0	0				
学校団体計	55	6,566	12,574	19,140	57	6,281	11,134	17,415	17	1,456	625	2,081	40	3,828	4,088	7,916			
学校以外	青少年団体	49	2,218	2,802	5,020	37	1,672	1,985	3,657	21	637	584	1,221	21	1,157	996	2,153		
家族団体	20	82	87	169	24	113	113	226	27	109	109	218	5	26	22	48			
主催事業	24	1,434	153	1,587	22	1,577	212	1,789	21	600	73	673	18	328	100	428			
企業団体	4	239	247	486	34	583	718	1,301	8	97	55	152	3	499	40	539			
大学・専門学校	7	674	774	1,448	2	375	375	750	0	0	0	0	0	0	0	0			
未就学児団体	3	144	144	288	3	228	228	456	2	43	23	66	1	53	53	106			
その他	1	9	9	18	1	14	14	28	1	340	0	340	1	15	15	30			
学校以外計	108	4,800	4,216	9,016	123	4,562	3,645	8,207	80	1,826	844	2,670	49	2,078	1,226	3,304			
合計	163	11,366	16,790	28,156	180	10,843	14,779	25,622	97	3,282	1,469	4,751	89	5,906	5,314	11,220			
海の中道	学校団体	自然教室(福岡市内)	小学校	日帰り	0	0	0	0	0	0	0	2	154	0	154	6	646	0	646
				1泊2日	2	179	179	358	5	474	474	948	0	0	0	16	1,583	1,583	3,166
				2泊3日	65	6,738	13,476	20,214	59	5,974	11,948	17,922	0	0	0	22	2,462	4,924	7,386
				3泊4日	1	33	99	132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				小計	68	6,950	13,754	20,704	64	6,448	12,422	18,870	2	154	0	154	44	4,691	6,507
		中学校	日帰り	2	195	0	195	2	328	0	328	0	0	0	1	265	0	265	
			1泊2日	2	446	446	892	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2泊3日	6	881	1,762	2,643	5	700	1,400	2,100	0	0	0	0	1	174	348	522
			3泊4日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			小計	10	1,522	2,208	3,730	7	1,028	1,400	2,428	0	0	0	0	2	439	348	787
	その他学校	小学校	41	2,915	3,733	6,648	45	2,737	3,303	6,040	17	1,589	715	2,304	24	2,236	1,856	4,092	
		中学校	22	2,498	3,798	6,296	24	3,229	4,828	8,057	2	280	79	359	3	370	286	656	
		高校	8	557	937	1,494	5	514	643	1,157	3	64	48	112	1	55	0	55	
		小計	71	5,970	8,468	14,438	74	6,480	8,774	15,254	22	1,933	842	2,775	28	2,661	2,142	4,803	
	特別支援学校	小学部	4	76	76	152	3	70	70	140	0	0	0	0	2	116	116	232	
中学部		10	792	1,428	2,220	7	859	1,535	2,394	0	0	0	0	0	0	0	0		
高等部		5	300	566	866	4	272	441	713	0	0	0	0	0	0	0			
小計		19	1,168	2,070	3,238	14	1,201	2,046	3,247	0	0	0	0	2	116	116	232		
中学・高校生徒会	13	239	299	538	12	228	254	482	0	0	0	0	0	0	0				
学校団体計	181	15,849	26,799	42,648	171	15,385	24,896	40,281	24	2,087	842	2,929	76	7,907	9,113	17,020			
学校以外	青少年団体	120	5,362	8,136	13,498	118	5,246	7,933	13,179	33	971	940	1,911	17	862	863	1,725		
家族団体	50	319	402	721	51	282	312	594	13	60	60	120	12	57	57	114			
主催事業	6	178	239	417	5	82	92	174	8	145	124	269	4	104	130	234			
企業団体	9	282	403	685	17	1,028	2,312	3,340	3	136	16	152	2	236	74	310			
大学・専門学校	10	387	443	830	18	734	597	1,331	0	0	0	0	1	28	0	28			
未就学児団体	9	529	529	1,058	7	383	345	728	5	205	107	312	1	25	25	50			
他(外国・利用相談)	11	267	219	486	2	146	26	172	0	0	0	0	0	0	0	0			
学校以外計	215	7,324	10,371	17,695	218	7,901	11,617	19,518	62	1,517	1,247	2,764	37	1,312	1,149	2,461			
合計	396	23,173	37,170	60,343	389	23,286	36,513	59,799	86	3,604	2,089	5,693	113	9,219	10,262	19,481			
全体	学校団体	自然教室(福岡市内)	小学校	日帰り	0	0	0	0	0	0	0	2	154	0	154	9	1,128	0	1,128
				1泊2日	2	179	179	358	5	825	825	1,650	0	0	0	28	2,731	2,731	5,462
				2泊3日	96	10,148	20,296	30,444	84	8,747	17,494	26,241	0	0	0	31	3,551	7,102	10,653
				3泊4日	1	33	99	132	1	138	414	552	0	0	0	0	0	0	0
				小計	99	10,360	20,574	30,934	93	9,710	18,733	28,443	2	154	0	154	68	7,410	9,833
		中学校	日帰り	2	195	0	195	2	328	0	328	0	0	0	0	1	265	0	265
			1泊2日	2	446	446	892	1	224	224	448	0	0	0	0	0	0	0	
			2泊3日	15	2,625	5,250	7,875	12	1,747	3,494	5,241	0	0	0	0	1	174	348	522
			3泊4日	0	0	0	0	1	48	144	192	0	0	0	0	1	46	138	184
			小計	19	3,266	5,696	8,962	16	2,347	3,862	6,209	0	0	0	0	3	485	486	971
	その他学校	小学校	48	3,628	4,894	8,522	54	3,752	4,410	8,162	34	3,045	1,340	4,385	39	3,299	2,480	5,779	
		中学校	26	3,024	4,730	7,754	27	3,580	5,403	8,983	2	280	79	359	3	370	286	656	
		高校	8	557	937	1,494	5	514	643	1,157	3	64	48	112	1	55	0	55	
		小計	82	7,209	10,561	17,770	86	7,846	10,456	18,302	39	3,389	1,467	4,856	43	3,724	2,766	6,490	
	特別支援学校	小学部	4	76	76	152	3	70	70	140	0	0	0	0	2	116	116	232	
中学部		10	792	1,428	2,220	9	923	1,599	2,522	0	0	0	0	0	0	0	0		
高等部		5	300	566	866	4	272	441	713	0	0	0	0	0	0	0			
小計		19	1,168	2,070	3,238	16	1,265	2,110	3,375	0	0	0	0	2	116	116	232		
中学・高校生徒会	17	412	472	884	17	498	869	1,367	0	0	0	0	0	0	0				

平成30年度～令和3年度の利用料金収入

単位:円

背振少年自然の家	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	日帰り利用	117,360	90,500	66,360	79,380
	宿泊	3,449,580	3,325,890	564,320	830,420
	諸室利用	207,250	154,690	41,800	64,520

海の中道青少年海の家	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	日帰り利用	163,040	377,190	52,370	60,980
	宿泊	6,068,500	9,074,200	783,750	786,300
	諸室利用	353,270	377,810	76,010	61,280

平成30年度～令和3年度の主催事業等収入

単位:円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
背振少年自然の家	6,228,612	5,558,941	1,282,972	2,213,666
海の中道青少年海の家	7,338,703	6,271,179	988,277	2,486,858

平成30年度～令和3年度の給食事業収入

単位:円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
背振少年自然の家	32,226,120	27,682,410	2,834,664	10,479,024
海の中道青少年海の家	67,113,360	68,364,567	3,785,838	21,211,163

平成30年度～令和3年度 主な給食事業実績(食数等)

背振少年自然の家

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
朝食	一般食	16,188	14,170	1,360	5,208
	弁当				
昼食	一般食	11,482	9,204	870	4,084
	弁当	5,328	4,773	388	2,011
夕食	一般食	15,739	13,356	1,207	5,156
野外調理	チキンカレー	3,194	3,348	318	707
	豚汁	662	603	51	32
	ビーフカレー	2,296	2,181	763	903
	ビーフシチュー	87	6	0	0
	バーベキュー	226	265	81	71
計(食)		55,202	47,906	5,038	18,172
アレルギー対応	食数	1,075	790	27	246
	人数	534	396	34	95
	団体数	85	8	15	40

海の中道青少年海の家

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
朝食	一般食	35,990	34,090	2,015	10,285
	弁当				
昼食	一般食	20,891	17,879	956	5,391
	弁当	18,000	19,758	1,283	7,731
夕食	一般食	31,020	28,954	1,860	9,647
野外調理	チキンカレー	7,120	6,329	252	2,571
	豚汁	638	856	5	241
	ビーフカレー	3,408	3,838	240	857
	ビーフシチュー	121	0	5	0
	バーベキュー	391	507	76	58
計(食)		117,579	112,211	6,692	36,781
アレルギー対応	食数	1,096	939	58	321
	人数	712	1,087	64	317
	団体数	211	228	26	76

※その他 アルコール、ソフトドリンク提供、おつまみ等のオプション提供あり

背振少年自然の家		年間合計		
区 分		利用者数		
		無料者	有料者	
			全額減免	半額減免
日帰り 利 用	大 人	140 人	433 人	0 人
	小 人	865 人	0 人	0 人
合 計		1,005 人	433 人	0 人
宿 泊	大 人	203 人	0 人	0 人
	小 人	2,621 人	0 人	0 人
合 計		2,824 人	0 人	0 人
諸室利用料	研修室	0 人	0 人	0 人
	実習室	0 人	0 人	0 人
	プレイホール	0 人	0 人	0 人
合 計		0 団体	0 団体	0 団体

海の中道青少年海の家		年間合計		
区 分		利用者数		
		無料者	有料者	
			全額減免	半額減免
日帰り 利 用	大 人	480 人	0 人	5 人
	小 人	1,549 人	0 人	50 人
合 計		2,029 人	0 人	55 人
宿 泊	大 人	433 人	2 人	0 人
	小 人	5,642 人	2 人	0 人
合 計		6,075 人	4 人	0 人
諸室利用料	研修室	0 団体	0 団体	0 団体
	多目的室	0 団体	0 団体	0 団体
	オリエンテーションホール	0 団体	0 団体	0 団体
	プレイホール	0 団体	0 団体	0 団体
合 計		0 団体	0 団体	0 団体

令和3年度 背振少年自然の家・海の中道青少年海の家 収支決算報告書

【 収 入 の 部 】	背振少年自然の家	海の中道青少年海の家	合 計
指定管理料(修繕費および備品購入費を除く)	117,545,066	176,317,598	293,862,664
その他収入	12,424,582	22,369,642	34,794,224
給食事業	9,526,385	19,282,875	28,809,260
各種事業	1,068,221	513,675	1,581,896
材料販売	713,467	1,276,359	1,989,826
講師料	230,736	470,746	701,482
施設利用料	885,773	825,987	1,711,760
仮受消費税	12,991,610	19,860,691	32,852,301
合 計	142,961,258	218,547,931	361,509,189

【 支 出 の 部 】	背振少年自然の家	海の中道青少年海の家	合 計
事 業 費	62,601,357	87,752,339	150,353,696
水道光熱費	5,979,974	8,342,861	14,322,835
設備保守・警備・清掃費	42,014,000	53,202,000	95,216,000
給食事業費	9,861,130	19,587,697	29,448,827
各種事業経費	562,185	153,086	715,271
事業消耗品費	461,090	414,822	875,912
材料費	2,283,515	4,470,776	6,754,291
大型自動車事業費	296,708	417,542	714,250
施設賠償保険料	531,115	472,555	1,003,670
事業リース・レンタル・保守費	611,640	691,000	1,302,640
人 件 費 (福利厚生費含)	65,485,651	83,221,400	148,707,051
常勤スタッフ	59,902,107	72,355,453	132,257,560
非常勤スタッフ	1,540,598	4,801,529	6,342,127
本社スタッフ	4,042,946	6,064,418	10,107,364
事 務 費	10,353,358	12,031,748	22,385,106
広告宣伝費	588,971	475,765	1,064,736
通信費	762,677	857,136	1,619,813
旅費交通費	135,382	90,088	225,470
消耗品費	1,279,778	1,578,394	2,858,172
事業推進企画費	143,637	305,870	449,507
事務用品費	126,029	76,351	202,380
修理費	1,440,697	682,200	2,122,897
水道光熱費	53,533	40,995	94,528
新聞図書費	1,000	6,637	7,637
諸会費	9,600	9,900	19,500
支払保険料	173,197	162,848	336,045
寄付金	6,000	6,000	12,000
教育研修費	231,873	245,600	477,473
賃貸料	851,464	630,256	1,481,720
印紙代	106,560	144,040	250,600
雑費	320,765	2,244	323,009
間接経費	4,122,195	6,717,424	10,839,619
仮払消費税	7,284,816	9,964,005	17,248,821
未払消費税	5,706,794	9,896,687	15,603,481
合 計	151,431,976	202,866,179	354,298,155

損益 (消費税含む)	-8,470,718	15,681,752	7,211,034
------------	------------	------------	-----------

水光熱費 内訳

(税込)

背振		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和3年度	ガス代	4,608	5,033	4,513	4,230	4,277	4,561	5,176	5,790	5,789	5,128	4,986	4,796	58,886
	電気代	258,706	275,056	254,981	335,983	310,493	275,399	351,508	384,655	424,586	339,402	313,067	373,772	3,897,607
	灯油代								1,339,800				1,399,200	2,739,000
	合計	263,314	280,089	259,494	340,212	314,769	279,960	356,684	1,730,245	430,375	344,530	318,053	1,777,768	6,695,493
令和2年度	ガス代	5,081	4,513	4,324	4,230	4,088	4,135	4,323	4,561	5,412	6,073	4,985	4,324	56,048
	電気代	318,682	289,746	269,899	316,544	339,660	281,454	274,705	287,914	300,788	288,829	247,094	285,603	3,500,918
	灯油代												929,500	929,500
	合計	323,763	294,259	274,223	320,773	343,748	285,589	279,028	292,475	306,200	294,902	252,079	1,219,427	4,486,467
令和元年度	ガス代	7,221	4,989	4,524	4,384	4,756	4,523	5,035	10,803	20,028	5,790	7,019	5,980	85,051
	電気代	435,478	421,533	339,860	400,057	438,308	428,352	404,965	410,622	408,656	329,468	276,779	321,367	4,615,443
	灯油代	960,120					864,000			935,000			496,650	3,255,770
	合計	1,402,818	426,521	344,384	404,441	443,065	1,296,875	410,000	421,425	1,363,683	335,258	283,798	823,997	7,956,264

海の家		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
令和3年度	ガス代	4,274	3,680	3,086	3,135	3,036	3,135	2,838	3,828	4,620	4,571	5,066	3,828	45,095	
	下水道料	69,726	69,726	31,711	31,710	101,924	101,924	133,742	133,741	161,057	161,055	15,067	13,696	1,025,078	
	水道料	124,344	72,800	72,799	167,719	167,718	211,525	211,523	249,168	249,168	38,790	38,790	112,635	1,716,980	
	電気代	208,687	155,426	244,928	365,828	276,485	242,905	280,467	308,131	333,300	261,166	252,855	231,136	3,161,314	
	灯油代				517,000	506,000		552,750	446,600	326,700	437,800			466,400	3,253,250
	合計	407,030	301,631	352,524	1,085,392	1,055,163	559,489	1,181,321	1,141,468	1,074,844	903,383	311,777	827,695	9,201,716	
令和2年度	ガス代	3,432	2,888	3,036	3,036	3,432	2,888	2,987	4,422	3,729	4,422	4,224	3,680	42,174	
	下水道料	13,564	13,564	32,944	32,943	80,570	80,570	61,741	61,741	32,067	32,067	8,923	8,923	459,616	
	水道料	49,919	74,623	74,622	138,915	138,914	113,208	113,207	74,146	74,146	44,419	44,418	124,344	1,064,878	
	電気代	215,876	180,404	217,872	259,841	367,219	232,942	216,682	222,152	241,069	230,995	208,629	230,869	2,824,549	
	灯油代					301,400	382,250			396,000			473,000	1,552,650	
	合計	282,791	271,479	328,473	434,734	891,534	811,856	394,616	362,460	747,011	311,903	266,195	840,816	5,943,868	
令和元年度	ガス代	4,342	4,439	3,710	3,127	3,515	3,613	3,927	4,917	4,521	4,818	3,531	3,828	48,287	
	下水道料	221,213	221,213	242,500	242,501	373,869	373,870	303,290	303,292	182,504	182,505	21,778	21,778	2,690,314	
	水道料	329,975	359,029	359,030	536,236	536,236	426,465	434,363	279,488	279,488	59,813	59,813	49,919	3,709,853	
	電気代	267,270	322,190	353,556	514,753	608,494	475,588	319,300	312,012	313,613	246,747	229,110	232,370	4,195,002	
	灯油代	397,008	482,760	447,660	453,060	1,123,200	429,300	462,000	453,750	462,000	0	437,250	135,300	5,283,288	
	合計	1,219,807	1,389,631	1,406,456	1,749,677	2,645,314	1,708,835	1,522,880	1,353,459	1,242,127	493,882	751,482	443,194	15,926,743	

令和3年度主な実施事業一覧

別紙 1-6

背振少年自然の家			
事業名	実施日	参加者数	事業概要
せふりの自然に親しむつどい7月	7月24日～25日	24	アウトドアキャンプ、ハイキング活動の体験
家族キャンプ	夏季(全4回)	18	夏休み期間中に家族でテント泊体験
きてみてさわって背振の秋	10月3日・10日・17日	90	せふりの自然を満喫するプログラム
せふり畑の芋ほり体験	11月3日	64	せふり畑での芋ほり体験
せふりの自然に親しむつどい12月	12月11日～12日	32	正月遊びをテーマとした1泊2日の宿泊
第一回チャレンジクラブ	7月10日～11日	15	背振の植物に触れる2日間の農業体験
第二回チャレンジクラブ	11月6日～7日	20	秋の収穫体験と天体観察
第三回チャレンジクラブ	3月19日～20日	20	『せふりの昔』をテーマとした、自然体験ビンゴ、ティーバッグづくり、花炭体験
スターウォッチング	全12回	720	星空観察会
親子天文教室	全6回	240	望遠鏡を用いた観察、クラフト、星の話を実施

海の中道青少年海の家			
事業名	実施時期	参加者数	事業概要
第1回ファミリーキャンプ	6月20日	40	家族でクラフト、パン焼き体験
親子投げ釣り教室	10月10日	20	家族で投げ釣り体験
それいけ海の冒険団	10月23日～24日	30	マリンワールドとの共同企画 水族館の普段は見れないところを見学したり、海洋生物や自然について学習
第2回ファミリーキャンプ	11月21日	40	家族でトリプルウォッチング体験
第3回ファミリーキャンプ	12月19日	40	家族で協力、海の家版豆腐作り
手作りお正月キャンプ	12月25日～27日	30	お正月遊びなどの体験
第2回ファミリーキャンプ	2月19日～20日	40	家族で野外調理、キャンプファイヤー体験
卒業記念 海の家で自然体験	3月28日～30日	50	昨年度新型コロナウイルスの影響で自然教室が中止になった6年生対象に、自然教室を実施

ブース出展事業			
事業名	実施時期		事業概要
さわらの秋	10月24日		芋ツルのリースづくり体験
早良みなみマルシェ	11月7日		早良区南エリアをの活性化を目的とした、早良区主催のイベント 木片イベントを実施
五ヶ山クロス出張天体観察	12月5日		五ヶ山クロススペースの活性化と両施設の認知度向上を目的に、背振少年自然の家と那珂川市地域づくり課と連携して天体観察会を実施

※新型コロナウイルス感染症や天候の影響で一部実施出来なかったイベントを含む

背振少年自然の家等の管理に係る基本協定書（案）

（趣旨）

第1条 本協定は、福岡市（以下「市」という。）と指定管理者 ●●●●（以下「指定管理者」という。）が、福岡市立背振少年自然の家条例（平成26年福岡市条例第47号）（以下「自然の家条例」という。）及び福岡市海の中道青少年海の家条例（平成26年福岡市条例第48号）（以下「海の家条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、指定管理者が行う福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家（以下「背振少年自然の家等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の期間）

第2条 指定管理者が背振少年自然の家等を管理する期間（以下「指定期間」という。）は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（施設の概要）

第3条 背振少年自然の家等の施設の概要は、次のとおりである。

(1) 福岡市立背振少年自然の家

ア 所在地 福岡市早良区大字板屋530番地

イ 施設内容 別紙1のとおり

ウ 設置日 昭和59年7月21日

(2) 福岡市海の中道青少年海の家

ア 所在地 福岡市東区大字西戸崎（国営海の中道海浜公園内）

イ 施設内容 別紙2のとおり

ウ 設置日 平成元年7月29日

（指定管理者の責務）

第4条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令、自然の家条例及び自然の家条例施行規則、海の家条例及び海の家条例施行規則その他関係法令並びに本協定、実施協定、募集要項及び管理運営業務仕様書に定めるところに従うほか、公募時に指定管理者が提案した事業計画書その他市が指示する事項を遵守のうえ、善良なる管理者の注意をもって、背振少年自然の家等を適正に管理しなければならない。

（管理運営業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う背振少年自然の家等の管理（以下「管理運営業務」という。）の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 自然の家条例及び海の家条例第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 自然の家条例及び海の家条例第5条に規定する利用の許可に関する業務

(3) 自然の家条例及び海の家条例第6条第1項に規定する利用の制限に関する業務

(4) 自然の家条例及び海の家条例第8条に規定する行為の制限に関する業務

(5) 背振少年自然の家等の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項で定める業務の内容その他必要な事項については、募集要項、管理運営業務仕様書、公募時に指定管理者が提案した事業計画書等をもとに、年度ごとに定める。

- 3 指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり、利用者から実費相当分の負担金を徴収するときは、あらかじめ文書による市の承認を得なければならない。

(収入及び経費)

第6条 指定管理者は、市からの指定管理料及び利用料金等の収入により、背振少年自然の家等に係る管理運営業務を行う。

- 2 指定管理料の額は、市と指定管理者の協議により、年度ごとに定める。
- 3 背振少年自然の家等に係る利用料金等は、指定管理者が収受する。
- 4 指定管理者は、自然の家条例及び海の家条例に規定する利用料金の額の範囲内において、利用料金を定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、あらかじめ文書による市の承認を得なければならない。
- 5 指定管理者は、あらかじめ文書による市の承認を受けた基準により、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(公正かつ透明な手続)

第7条 指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり、利用許可等に係る権限を行使するときは、自然の家条例及び自然の家条例施行規則並びに海の家条例及び海の家条例施行規則はもとより、福岡市行政手続条例（平成7年福岡市条例第56号）の定めるところに従い、公正かつ透明な手続を行わなければならない。

(許認可に関する事項)

- 第8条 指定管理者が、本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、指定管理者がその責任及び費用負担において取得し、及び維持しなければならない。義務の履行に必要な一切の届出についても、また同様とする。
- 2 市は、前項の場合において、指定管理者から協力を求められた場合は、これに協力するものとする。
 - 3 指定管理者は、許認可の取得及び維持又は届出の不履行、遅延等により費用の増加又は損害が生じた場合は、当該増加費用又は損害を負担しなければならない。

(施設使用の考え方)

- 第9条 指定管理者は、背振少年自然の家等の施設を利用し、又は管理運営業務を利用して、管理運営業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ文書による市の承認を得たものについては、この限りでない。
- 2 指定管理者は、背振少年自然の家等の施設、附属設備等を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、あらかじめ文書による市の承認を得たものについては、この限りでない。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 指定管理者は、指定管理者の地位又は管理運営業務に関して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(原状の変更)

第11条 指定管理者は、背振少年自然の家等の敷地若しくは建物の原状に変更をもたらすような建物、設備等を設置し、又は第三者に設置させようとするときは、あらか

じめ市の許可を得なければならない。

(維持及び修繕)

第 12 条 指定管理者は、背振少年自然の家等の施設、附属設備等の修繕を行うとき、又は改造など施設の改変が必要と認めるときは、あらかじめ市と協議のうえ、文書による市の承認を得なければならない。ただし、費用が 10 万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）の緊急かつ軽微な修繕については、あらかじめ市の承認を得ることなく、指定管理料収入における修繕費及び備品購入費の範囲内でこれを行うことができる。

2 前項の規定により、背振少年自然の家等の施設、附属設備等の修繕又は施設の改変を行ったときは、速やかに市に文書による報告をしなければならない。

3 指定管理者が、その責めに帰すべき事由により、背振少年自然の家等の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、指定管理者は直ちに市に報告するとともに、市の指示に従い、自己の負担においてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(備品等の管理等)

第 13 条 市は、指定管理者が管理運営業務を行うに当たり必要な備品等（詳細は別に定める。以下「備品等」という。）を、指定管理者に無償で使用させる。

2 指定管理者は、備品等を常に良好な状態に保つとともに、備品等が経年劣化等により管理運営業務のために供することができなくなったときは、市と協議のうえ、必要に応じて、指定管理料収入における修繕費及び備品購入費の範囲内で、修繕又は購入しなければならない。

3 前項の規定により購入した備品等の所有権は、市に帰属する。

4 指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり、修繕費及び備品購入費以外の指定管理料収入で新たに備品等を購入するときは、その所有権の帰属等について、あらかじめ市と協議し、決定したうえで行わなければならない。

5 市所有の備品等については、令和 8 年 12 月末日までに少なくとも 1 回、市の備品台帳と照合のうえ現物確認を行い、市に報告しなければならない。

(委託等の禁止)

第 14 条 指定管理者は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ文書による市の承認を受けた場合は、管理運営業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせること（第三者がさらに他事業者に委託し、又は請け負わせることを含む。以下「委託等」という。）ができる。

2 指定管理者は、前項に規定する委託等を行う場合は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者を、委託等の相手方としてはならない。

3 指定管理者は、管理運営業務の一部を委託等により行う場合であっても、指定管理者の責任において行い、委託等により管理運営業務の一部を行う事業者（以下「受託等事業者」という。）の責めに帰すべき事由により生じた損害についても、すべて指定管理者の責めに帰すべきものとし、必要な措置を講じなければならない。

4 第三者から委託等を受けた受託等事業者は、さらに他事業者に委託してはならない。

(保険の付保)

- 第 15 条 指定管理者は、指定期間中、管理運営業務を行ううえで想定される損害を填補する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。
- 2 指定管理者は、受託等事業者に前項の保険に加入させなければならない。ただし、前項の保険の填補の範囲が、管理運営業務の一部を受託等事業者が行った場合に想定される損害を含むものである場合は、この限りでない。
- 3 指定管理者は、前 2 項の規定により保険に加入し、又は加入させたときは、加入後速やかにこれを証する書面を市に提示しなければならない。

(文書の管理・保存、情報公開)

- 第 16 条 指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書（以下「対象文書」という。）を適正に管理し、保存しなければならない。
- 2 指定管理者は、市が別に定める対象文書の範囲及びその保存年限を遵守しなければならない。
- 3 市は、対象文書について、福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく公開請求があった場合において、当該公開請求にかかる対象文書を保有していないときは、指定管理者に対し、当該対象文書を提出するよう求めることができる。
- 4 指定管理者は、前項の規定による市の求めがあったときは、法令に特に定める場合を除き、当該対象文書を市に提出しなければならない。
- 5 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該対象文書の写しを提出することで、当該対象文書の提出に代えることができる。
- (1) 当該対象文書の保存に支障が生じるおそれがあるとき
 - (2) 当該対象文書を管理運営業務に使用する必要があり、これを提出することで管理運営業務に著しい支障が生じるおそれがあるとき
 - (3) その他正当な理由があると市が認めるとき

(実施協定の締結)

- 第 17 条 市及び指定管理者は、本協定に基づき、年度ごとに、管理運営業務及び市が指定管理者に支出する指定管理料の額その他必要な事項について、別途、背振少年自然の家等の管理に係る実施協定書（以下「実施協定」という。）を締結する。

(事業計画書の提出)

- 第 18 条 指定管理者は、各年度の 2 月末日までに、翌年度の事業計画書を市に提出し、市の承認を得なければならない。
- 2 市が承認した事業計画書に関し、前提条件や内容の変更その他特別な事情が生じたときは、双方協議のうえ事業計画書を変更することができる。
- 3 指定管理者は、前項の規定により事業計画書を変更したときは、変更後の事業計画書を市に提出し、市の承認を得なければならない。

(自主事業)

- 第 19 条 指定管理者は、本協定締結後において、管理運営業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用負担により、自主事業を実施することができる。
- 2 指定管理者は、自主事業を実施しようとするときは、60 日前までに自主事業計画書

を市に提出し、あらかじめ市の許可を得なければならない。

- 3 指定管理者は、自主事業終了後、自主事業実施報告書を作成し、翌年度の4月30日までに市に提出しなければならない。

(報告義務)

第20条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、必要な事項を市に報告しなければならない。

- (1) 背振少年自然の家等の施設において事故が生じたとき
- (2) 背振少年自然の家等の事業の実施において事故が生じたとき
- (3) 背振少年自然の家等の施設、附属設備等を破損し、滅失し、又は汚損したとき
- (4) 事業計画書の重要な部分に変更が生じるとき

2 指定管理者は、指定管理者（共同事業体の場合は構成団体を含む。）が次のいずれかに該当するときは、必要な事項を市に報告しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、登記事項に変更があったとき
- (2) 合併、分割等により、自社の法人格に変更が生じることが見込まれるとき
- (3) 破産手続開始の申立てがなされたとき
- (4) 経営不振等により、管理運営業務の継続が困難になったとき
- (5) 応募資格の要件を満たさなくなったとき

(事業報告書等の提出)

第21条 指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後、管理運営業務に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支報告書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、4月30日までに市に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実績
- (2) 施設の利用実績
- (3) 利用料金等の収入実績
- (4) 管理運営業務の収支
- (5) その他必要な事項

2 指定の取消し等により、年度の中途において管理運営業務を終了したときは、終了した日までの管理運営業務に関し、前項各号に掲げる事項を記載した事業報告書等を作成し、終了した日から30日以内に市に提出しなければならない。

3 市は、前2項により提出された事業報告書等を、次期指定管理者の募集時に公表することができる。

4 指定管理者は、毎年度の決算が確定したときは、30日以内に法人の決算書及び関係書類（法人でない団体についてはこれに準じる書類）を市に提出しなければならない。

5 指定管理者は、毎月20日までに次に掲げる事項に関する前月分の報告書（以下「月次報告書」という。）を市に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況
- (3) 利用料金等の収入状況
- (4) 利用者等からの苦情、要望等の内容及びその対応状況
- (5) 修繕及び備品購入の状況
- (6) その他必要な事項

6 市は、必要があると認めるときは、前5項の規定により提出された事業報告書等及

び月次報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は説明を求めることができる。

(報告聴取等)

第 22 条 市は、指定管理者による管理運営業務が、法令、条例、施行規則、本協定、実施協定、募集要項、管理運営業務仕様書、事業計画書等により定める管理の基準を満たさないと認められるとき、その他指定管理者による管理運営業務の適正を期するために必要があるときは、地方自治第 244 条の 2 第 10 項の規定により、指定管理者に対して、管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 指定管理者は、前項の規定による報告の請求若しくは調査があったときはこれに協力し、又は指示があったときはこれに従わなければならない。

(実施状況の点検)

第 23 条 市は、指定管理者が行う管理運営業務の実施状況に関し、事業報告書等のほか、月次報告書、利用者を対象としたアンケート等の結果その他管理運営業務に関する資料の確認を行い、又は実地に調査をすることができる。

2 指定管理者は、市が前項の規定による調査を実施するに当たり、市に協力しなければならない。ただし、指定管理者に合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(自己評価)

第 24 条 指定管理者は、毎年度終了後、管理運営業務の実施状況等について、別に定める指定管理者自己評価票により自己評価を行い、第 21 条に定める事業報告書等とともに市に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する指定管理者自己評価票の作成に当たり、利用者を対象としたアンケートを行うなど、背振少年自然の家等の管理運営状況等に関する利用者の意見・要望等を把握するために必要な措置を講じなければならない。

(評価)

第 25 条 市は、第 23 条に規定する実施状況の点検結果及び前条に規定する指定管理者による自己評価の結果等をもとに、毎年度終了後、管理運営業務等について評価を行う。

2 市は、前項に規定する評価のほか、指定期間中に有識者・専門家等からなる評価委員会を開催し、外部の視点による評価を行う。

3 指定管理者は、市が前 2 項に規定する評価を行うに当たり、市に協力しなければならない。ただし、指定管理者に合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(評価結果の通知及び公表)

第 26 条 市は、前条に規定する評価の結果について、指定管理者に対して速やかに通知したうえで、公表するものとする。

(改善指示及び指導)

第 27 条 市は、第 23 条に規定する実施状況の点検又は第 25 条に規定する評価の結果、指定管理者が行う管理運営業務について改善を要する事項があると認められるとき

は、指定管理者に対して、その改善について指示又は指導することができる。

- 2 指定管理者は、前項の規定により改善の指示又は指導を受けた場合は、速やかにこれに応じ、必要な措置を講じなければならない。

(インセンティブ・ペナルティ制度の適用)

第 28 条 市は、指定管理者が管理運営業務を行うに当たり、指定管理者の意欲の向上及び背振少年自然の家等のさらなるサービスの向上を図るため、インセンティブ・ペナルティ制度として、次期指定管理者の公募における候補者選定の際に、第 25 条第 2 項に規定する外部の視点による評価の結果等を反映するものとする。

(リスク分担)

第 29 条 指定管理者が行う管理運営業務に関して、市と指定管理者との間で定めるリスク分担は、リスク分担表（別紙 3）のとおりとする。

- 2 前項のリスク分担の解釈に疑義が生じた場合又は同項のリスク分担表に定めるリスク以外の事象が生じた場合は、市と指定管理者が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第 30 条 指定管理者は、管理運営業務の実施に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 市が、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に対して損害の賠償を行ったときは、市は、指定管理者に対して賠償した金額及び賠償にかかる費用を求償することができる。

(原状回復義務等)

第 31 条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定が取り消され、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、管理をしなくなった背振少年自然の家等の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、第 12 条第 1 項の規定による施設の改変その他特別な事情があると市が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において生じる費用は、指定管理者が負担するものとする。

(業務の引継ぎ等)

第 32 条 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定が取り消され、若しくは期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、背振少年自然の家等の管理運営業務が円滑に行われるよう、市又は後任の指定管理者と管理運営業務並びに管理運営業務に必要な文書及び備品等の引継ぎを行わなければならない。

- 2 市は、必要と認める場合は、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市が指定する者による背振少年自然の家等の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。
- 4 前 3 項の場合において生じる費用は、指定管理者が負担するものとする。

(指定の取消し等)

第 33 条 市は、次のいずれかに該当するときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規

定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 指定管理者が第 22 条の規定による指示に従わないとき
- (2) 指定管理者が第 22 条の規定による報告の要求又は調査に対し、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき
- (3) 指定管理者が、自然の家条例及び海の家条例第 14 条第 3 項各号に掲げる基準を満たさなくなると認められるとき
- (4) 指定管理者が自然の家条例及び海の家条例第 17 条に規定する管理の基準を遵守しないとき
- (5) 指定管理者が偽りその他不正な手段により指定を受けたとき
- (6) 指定管理者が管理運営業務を履行しないとき、又は履行することができないと認められるとき
- (7) 重大な法令違反があったとき
- (8) 福岡県警察本部からの通知に基づき、指定管理者が次のいずれかに該当すると判明したとき
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員に就任していること
 - ② 暴力団員が実質的に運営していること
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること
- (9) その他指定管理者による管理運営業務を継続することが適当でない認められるとき

（損害賠償及び違約金）

第 34 条 前条の規定による指定の取消し、管理運営業務の全部又は一部の停止を行ったことに伴い、指定管理者に損害、損失又は費用の増加が生じた場合において、市はその賠償の責めを負わない。

- 2 前条の規定による指定の取消し、管理運営業務の全部又は一部の停止を行った場合において、指定管理者は、実施協定に定める指定管理料の額の 10 分の 1 に相当する額を、違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

（指定管理料の返還）

第 35 条 指定管理者は、第 33 条の規定により指定を取り消されたとき、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられたとき、又は第 21 条に定める事業報告書等の確認により、指定管理者が管理運営業務を適正に行っていないと認められる

ときは、市の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(公の施設の休止等による指定期間の変更)

第 36 条 市は、指定期間中に背振少年自然の家等の供用の休止等を行う必要が生じたときは、指定期間の変更を行うことができる。

2 市と指定管理者は、前項の供用の休止等を行うことで生じる事項に対する対処方法等について協議を行い、必要な措置を講じなければならない。

(経理の明確化)

第 37 条 指定管理者は、管理運営業務を行うに当たり、その経理を他の業務と明確に区別しなければならない。

2 指定管理者は、管理運営業務及び自主事業ごとに明確に区分したうえで、収支に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市から求めがあったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(公租公課の負担)

第 38 条 本協定及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて指定管理者の負担とする。

(秘密保持)

第 39 条 指定管理者は、管理運営業務の執行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においてもまた同様とする。

2 指定管理者は、その従業員及び受託等事業者に対し、前項に定める秘密の保持について必要な措置を講じなければならない。

(個人情報・情報資産の取扱い)

第 40 条 指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、個人情報及び情報資産の取扱いについて、個人情報・情報資産取扱特記事項(別紙4)を遵守しなければならない。

(暴力団の排除)

第 41 条 指定管理者は、背振少年自然の家等において暴力団の利益となる利用又は行為の許可の申請があった場合は許可をせず、既に許可をしたものは許可を取り消すなど、暴力団の排除のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、暴力団の排除に当たり、市が別に定める「公の施設の利用からの暴力団排除事務処理マニュアル」に基づき対応しなければならない。

(不可抗力)

第 42 条 指定管理者は、暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な事象(以下「不可抗力」という。)が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、不可抗力の影響を早急に除去するための措置を講じ、不可抗力により発生する損害・損失及び費用の増加を最小限にするよう努めなければならない。

2 指定管理者は、不可抗力の発生により、損害・損失又は費用の増加が発生したきは、

速やかに本協定の変更又は費用負担等について市と協議しなければならない。

3 市は、前項の規定による協議により、指定管理者による管理運営業務の継続が困難と判断したときは、本協定に定める指定管理者の義務を免除することができる。

4 市は、前項の規定により免除された管理運営業務にかかる指定管理料については、指定管理者との協議のうえ、返還を求めることができる。

(災害発生時)

第 43 条 指定管理者は、災害に備え、災害時対応マニュアルを整備し、あらかじめ市に報告するとともに、防災に関する研修及び避難訓練を実施しなければならない。

2 指定管理者は、災害発生時に背振少年自然の家等が避難所として開設される可能性があることを踏まえ、安全確認・開錠から避難所開設までの初動対応や、開設後の避難所運営等について、市に積極的に協力しなければならない。

(規定外の事項)

第 44 条 本協定に規定のない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、市及び指定管理者が協議のうえ決定するものとする。

(協定の変更)

第 45 条 管理運営業務に関し、前提条件や内容の変更その他特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者が協議のうえ本協定の規定を変更することができるものとする。

(裁判管轄)

第 46 条 本協定に関する訴訟については、福岡地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(効力の発生)

第 47 条 本協定は、福岡市議会において指定管理者の指定に関する議案の議決があった日から、基本協定書としての効力を生じる。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

福 岡 市 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市長 高 島 宗 一 郎

指定管理者 ●●●●

自然の家 建物一覧

No	建物名称	建築年	延床面積		構造
1	管理棟	1984	926.04	m ²	鉄筋コンクリート造
2	宿泊棟	1984	1,679.39	m ²	鉄筋コンクリート造
3	多目的ルーム	1992	130.14	m ²	鉄骨造
4	プレイホール棟	1984	729.62	m ²	鉄筋コンクリート造
5	生活棟	1984	756.80	m ²	鉄筋コンクリート造
6	研修棟	1984	398.45	m ²	鉄筋コンクリート造
7	従業員控室	1992	10.53	m ²	鉄筋コンクリート造
8	通路	1984	33.75	m ²	鉄骨造
9	実習室	1984	200.16	m ²	鉄骨造
10	天文台	1998	291.10	m ²	鉄筋コンクリート造
11	講師等宿泊棟	1984	228.18	m ²	鉄筋コンクリート造
12	キャンプセンター	1985	350.00	m ²	鉄骨造
13	炊飯場	1984	72.00	m ²	木造
14	炊飯場	1984	72.00	m ²	木造
15	炊飯場	1985	48.00	m ²	木造
16	炊事場	1991	82.50	m ²	鉄骨造
17	屋外便所	1984	43.20	m ²	木造
18	ポンプ室	1984	298.02	m ²	鉄筋コンクリート造
19	ポンプ室	1984	48.80	m ²	コンクリートブロック造
20	ポンプ室	1984	12.65	m ²	コンクリートブロック造
21	ポンプ室	1985	12.65	m ²	コンクリートブロック造
22	車庫	1984	70.70	m ²	鉄骨造
23	倉庫	1984	20.95	m ²	コンクリートブロック造
24	プロパン庫	1984	18.43	m ²	コンクリートブロック造
25	案内所	1990	9.52	m ²	木造
	合計		6,543.58	m ²	

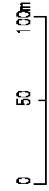
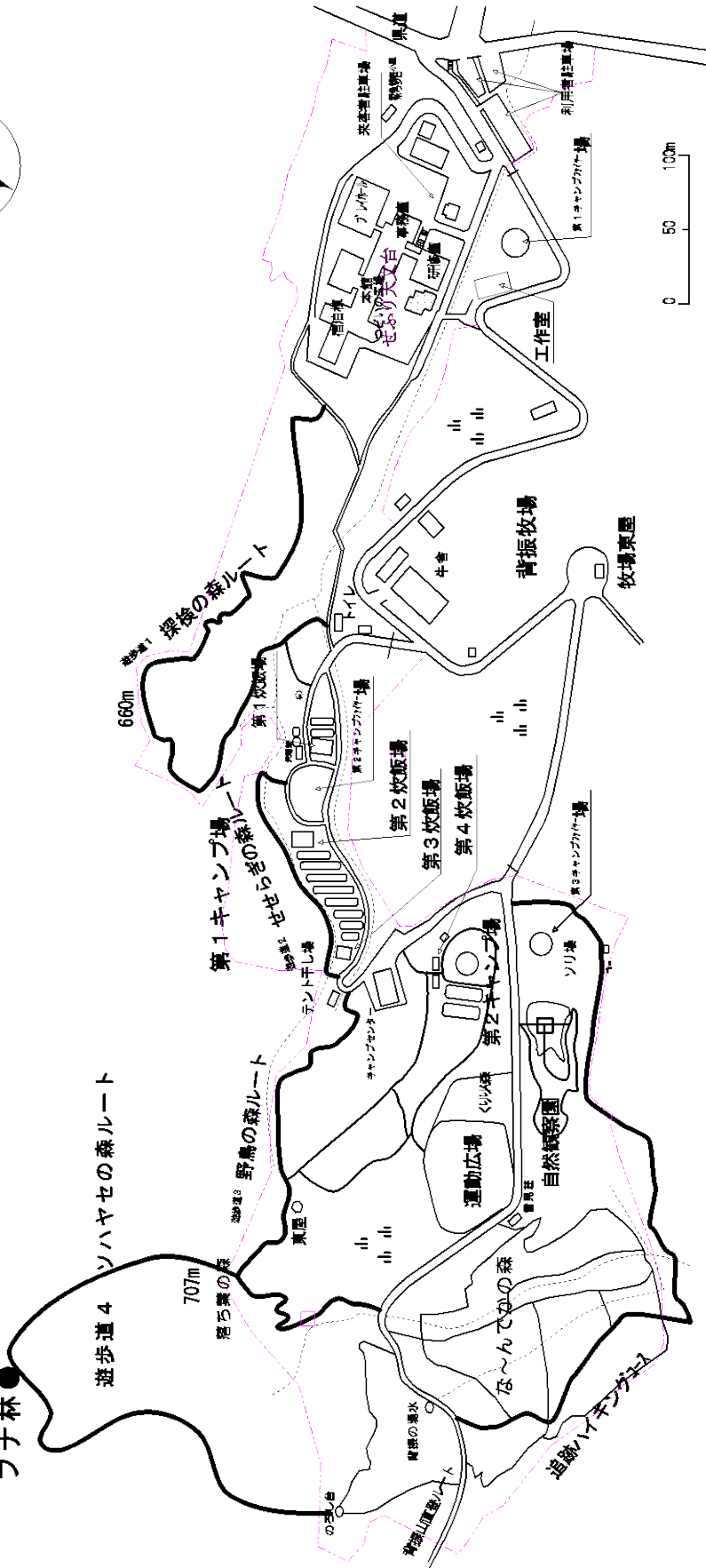


背振少年自然の家敷地図

平成18年3月現在

● ぶな林

遊歩道4 ソンハヤセの森ルート



所在地 福岡市早良区大字板屋530番地
 (東経130度23分31秒、北緯33度25分52秒)
 標高 560m
 敷地面積 189,107㎡
 宿泊定員 本館 300人、キャンプ場 224人

施設敷地

海の家 建物一覧

福岡市が設置し，管理する建物

	建物名称	建築年	延床面積		構造
1	本館棟	1989	2,911.43	m ²	鉄筋コンクリート造
2	宿泊東棟	1989	1,285.86	m ²	鉄筋コンクリート造
3	宿泊西棟	1989	1,285.86	m ²	鉄筋コンクリート造
4	プレイホール	1989	907.46	m ²	鉄筋コンクリート造
5	エネルギー棟	1989	189.97	m ²	鉄筋コンクリート造
6	ポンプ室	1989	45.00	m ²	鉄筋コンクリート造
7	プロパン室	1989	9.45	m ²	鉄筋コンクリート造
8	倉庫	1989	7.50	m ²	鉄筋コンクリート造
9	中継ポンプ室	1989	72.07	m ²	鉄筋コンクリート造
	合計		6,714.60	m ²	

国が設置し，福岡市が管理する建物

	建物名称	建築年	延床面積		構造
1	ガードマン詰所	1990	31.2	m ²	鉄筋コンクリート造
2	井戸ポンプ室	-	19.2	m ²	鉄筋コンクリート造
	合計		50.9	m ²	

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集リスク	募集要項（仕様書等）の誤りや不備に基づき必要となった費用又は損害	○	
法令等変更リスク	指定管理者制度にかかる法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	○	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	両者協議	
	消費税の変更に伴う指定管理料（市委託料）の増減	○	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む。）	○	
	指定管理者の帰責事由により市又は第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む。）		○
	上記以外の理由により、第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む。）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等リスク	市の指示や議会の不承認の他、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。	○	
	指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。		○
	上記以外の理由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	両者協議	
施設等損傷リスク	市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害	○	
	指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害		○
	上記以外の理由に基づき被った市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	○	
	上記以外の理由に基づき被った指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		○
性能リスク	指定管理者が実施する業務内容が市の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		○
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
	急激な物価変動や金利変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	両者協議	
需要変動リスク	利用者数などの需要変動による収入の減少		○
	募集時の想定を超える外的要因に基づく大規模な需要変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	両者協議	
原状回復等リスク	指定期間満了時又は指定の取消し・停止時における原状回復又は施設性能水準の保持にかかる費用、事業終了時の手続に関する諸費用		○

《対象となる範囲》

管理運営業務の実施に伴うリスク

《文言の定義》

経費…管理運営業務の実施に伴う支出

収入…管理運営業務の実施に伴う収入（指定管理料、利用料金制に伴う利用料金、利用者負担金）

《協議の方法》

両者協議としているリスク分担や協定締結時に想定していないリスクが発生した場合、その他リスク分担方法に関する疑義が生じた場合についての協議方法は次のとおりとする。

- (1) リスクが発生又は発生するおそれを確認した側から速やかに相手方に報告を行う。
- (2) 報告後、市及び指定管理者は、速やかにリスクへの対処方法、想定される経費の増加、収入の減少、損害等について協議を行う。リスクへの対処後、後日精算を行う場合は、精算時期や方法などを記載した文書（覚書など）を交わす。

個人情報・情報資産取扱特記事項

1. 基本的事項

指定管理者は、本協定第5条に規定する管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2. 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取り扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3. 秘密保持

指定管理者は、管理運営業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

4. 従業員の監督等

指定管理者は、その従業員に管理運営業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく、他人に提供したり、盗用したりした場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5. 作業場所の制限

指定管理者は、定められた履行場所以外で管理運営業務に係る個人情報及び情報

資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6. 収集に関する制限

指定管理者は、管理運営業務の実施に当たって個人情報収集するときは、その目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7. 使用及び提供に関する制限

指定管理者は、管理運営業務以外の目的のために業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8. 安全確保の措置

指定管理者は、管理運営業務に係る個人情報・情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9. 複写、複製又は加工の制限

指定管理者は、管理運営業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10. 再委託の制限

指定管理者は、管理運営業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、協定書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11. 業務終了時の返還、廃棄等

指定管理者は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、管理運営業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12. 報告及び監査・検査の実施

市は、指定管理者における管理運営業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、協定内容の遵守を確認するため、必要に応じて書面による報告を求め、監査又は検査をすることができる。

13. 事故等発生時の報告

指定管理者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14. 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、住民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

以上

背振少年自然の家等の管理に係る実施協定書（案）

福岡市（以下「市」という。）と指定管理者 ●●●●（以下「指定管理者」という。）は、背振少年自然の家等の管理に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 17 条の規定に基づき、指定管理者が行う管理運営業務及び市が指定管理者に支出する指定管理料の額その他必要な事項について、次のとおり実施協定を締結する。

（期間）

第 1 条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

（業務内容）

第 2 条 協定期間を実施する業務の内容は、基本協定書及び管理運営業務仕様書（別紙 1）に定めるもののほか、基本協定書第 18 条の規定により市が承認した別紙事業計画書のとおりとする。

（指定管理料の額）

第 3 条 市が協定期間中に支出する指定管理料の額は、●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の指定管理料には、修繕費及び備品購入費●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）を含む。

（指定管理料の支払）

第 4 条 市は、前条に規定する指定管理料について、別表に定めるとおり、四半期ごとに指定管理者に支払うものとする。

2 指定管理者は、別表に定める指定管理料の支払期限の 30 日前までに、市に請求書を提出しなければならない。

（精算）

第 5 条 市は、第 3 条第 1 項に定める指定管理料（同条第 2 項に定める額を除く。）について精算しない。

2 市は、協定期間終了後、第 3 条第 2 項に定める修繕費及び備品購入費について精算する。この場合において、修繕費及び備品購入費に余剰金が生じたときは、指定管理者は市にその余剰金を返納しなければならない。

3 指定管理者は、協定期間中に修繕費及び備品購入費が不足する場合は、市と協議のうえ、不足額の支払いを市に請求することができる。

（協議）

第 6 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定の規定を変更する必要が生じたときは、市及び指定管理者が協議のうえ決定する。

別表

	指定管理料 (右記の額を除く。)	修繕費及び 備品購入費	支払期限
令和5年 4月から6月分	●●●円	●●●円	令和5年 4月30日
令和5年 7月から9月分	●●●円	0円	令和5年 7月31日
令和5年 10月から12月分	●●●円	0円	令和5年 10月31日
令和6年 1月から3月分	●●●円	0円	令和6年 1月31日
合計	●●●円	●●●円	

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日

福岡市 福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市長 高島 宗一郎

指定管理者 ●●●●

背振少年自然の家等 指定管理者共同事業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）福岡市立背振少年自然の家及び福岡市海の中道青少年海の家（以下「背振少年自然の家等」という。）の管理運営業務
- （2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同事業体は、＜共同事業体の名称を記載＞（以下「事業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第3条 事業体の事務所は、＜事務所の住所を記載＞に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 事業体は、平成●年●月●日に成立し、背振少年自然の家等の管理運営業務終了後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

（構成員の住所及び名称）

第5条 事業体の構成員は、次＜別表とすることも可＞のとおりとする。

所在地
団体の名称

所在地
団体の名称

所在地
団体の名称

（代表者の名称）

第6条 事業体は、●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 事業体の代表者は、背振少年自然の家等の管理運営業務に関し、事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、福岡市と折衝する権限並びに指定管理料の請求、受領及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、背振少年自然の家等の管理運営業務について福岡市と締結する協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- | | |
|---------|-----|
| ＜団体の名称＞ | ●●% |
| ＜団体の名称＞ | ●●% |
| ＜団体の名称＞ | ●●% |

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに背振少年自然の家等の管理運営業務の基本に関する事項、資金管理方法、委託企業の決定その他事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該施設の管理運営に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、背振少年自然の家等の管理運営業務の実施に伴い、事業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 事業体の取引金融機関は、●●銀行とし、事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 事業体は、年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金が生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金)

第14条 決算の結果欠損金が生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(指定管理期間中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、福岡市及び構成員全員の承認がなければ、事業体の指定管理期間が終了するまでは脱退することができない。

- 2 構成員のうち指定管理期間中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存構成員が共同連帯して管理運営業務を遂行する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合の残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金の額から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益が生じた場合は、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 構成員のいずれかに、背振少年自然の家等の管理運営業務において重要な業務の不履行、その他除名し得る正当な事由が生じた場合は、事業体は当該構成員を除

名することができるものとする。この場合において事業体は、事前に他の構成員全員及び福岡市の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(指定管理期間中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のいずれかが指定管理期間中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合においては、従前の代表者に代えて、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。この場合において事業体は、事前に他の構成員全員及び福岡市の承認を受けなければならない。

(解散瑕疵担保責任)

第20条 事業体が解散した後においても、背振少年自然の家等の管理運営業務につき瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(構成員の業務分担)

第21条 各構成員の業務分担は、別紙「業務分担表」のとおりとする。

<業務分担表を作成のうえ添付>

(協定書に定めのない事項)

第22条 この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●●外●社は、上記のとおり背振少年自然の家等指定管理者共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書●通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

所在地
団体の名称
代表者

印

所在地
団体の名称
代表者

印

所在地
団体の名称
代表者

印

条例等で定める上限額

1. 福岡市立背振少年自然の家条例13条第1項に定める額の範囲

区分		単位	金額
日帰り利用	大人	1人1日につき	円 340
	小人	1人1日につき	170
宿泊利用	大人	1人1泊につき	1,360
	小人	1人1泊につき	680

備考

- この表において、「小人」とは第4条第1号(※1)に規定する学校に在学する者又は当該者以外の者であって6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 大人及び小人以外の者は、無料とする。
- 連続した2泊以上の宿泊利用をする場合の額は、この表に定める額に、2泊目以降1泊につき当該額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。
- 第4条第1項第6号(※2)に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

区分	単位	金額
研修室	1時間につき	円 150
実習室		220
プレイホール		790

備考

- 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けてこの表に定める利用時間の単位を変更する場合の変更後の当該単位ごとの額は、この表に定める額に変更後の当該単位の時間数を乗じて得た額とする。
- 第4条第1項第6号(※2)に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

(※1)(※2)

背振少年自然の家条例

第4条 少年自然の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒の団体
- 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2. 福岡市立海の中道青少年海の家条例13条第1項に定める額の範囲

区分		単位	金額
日帰り利用	大人	1人1日につき	円 340
	小人	1人1日につき	170
宿泊利用	大人	1人1泊につき	1,360
	小人	1人1泊につき	680

備考

- この表において、「小人」とは第4条第1号(※3)に規定する学校に在学する者又は当該者以外の者であって6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは18歳以上の者であって小人以外のものをいう。
- 大人及び小人以外の者は、無料とする。
- 連続した2泊以上の宿泊利用をする場合の額は、この表に定める額に、2泊目以降1泊につき当該額に2分の1を乗じて得た額を加えた額とする。
- 第4条第1項第6号(※4)に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

区分	単位	金額
研修室	1時間につき	円 200
多目的室		120
オリエンテーションホール		290
プレイホール		790

備考

- 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けてこの表に定める利用時間の単位を変更する場合の変更後の当該単位ごとの額は、この表に定める額に変更後の当該単位の時間数を乗じて得た額とする。
- 第4条第1項第6号に掲げる者が利用する場合の額は、この表に定める額の10割増しの額とする。

(※3)(※4)

福岡市海の中道青少年海の家条例

第4条 青少年海の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒の団体
- 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		福岡市	指定管理者
募集リスク	募集要項（仕様書等）の誤りや不備に基づき必要となった費用又は損害	○	
法令等変更リスク	指定管理者制度にかかる法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	○	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	両者協議	
	消費税の変更に伴う指定管理料（市委託料）の増減	○	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む。）	○	
	指定管理者の帰責事由により市又は第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む。）		○
	上記以外の理由により、第三者に与えた損害（損害補償にかかる費用を含む。）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等リスク	市の指示や議会の不承認のほか、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害	○	
	指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害		○
	上記以外の理由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	両者協議	
施設等損傷リスク	市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害	○	
	指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害		○
	上記以外の理由に基づき被った市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	○	
	上記以外の理由に基づき被った指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		○
性能リスク	指定管理者が実施する業務内容が市の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		○
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
	急激な物価変動や金利変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	両者協議	
需要変動リスク	利用者数などの需要変動による収入の減少		○
	募集時の想定を超える外的要因に基づく大規模な需要変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	両者協議	
原状回復リスク等	指定期間満了時又は指定の取消し・停止時における原状回復又は施設性能水準の保持にかかる費用、事業終了時の手続に関する諸費用		○

《対象となる範囲》

管理運営業務の実施に伴うリスク

《文言の定義》

経費…管理運営業務の実施に伴う支出

収入…管理運営業務の実施に伴う収入（指定管理料、利用料金制に伴う利用料金、利用者負担金）

《協議の方法》

両者協議としているリスク分担や協定締結時に想定していないリスクが発生した場合、その他リスク分担方法に関する疑義が生じた場合についての協議方法は次のとおりとする。

- (1) リスクが発生又は発生するおそれを確認した側から速やかに相手方に報告を行う。
- (2) 報告後、市及び指定管理者は、速やかにリスクへの対処方法、想定される経費の増加、収入の減少、損害等について協議を行う。リスクへの対処後、後日精算を行う場合は、精算時期や方法などを記載した文書（覚書など）を交わす。

背振少年自然の家等に係る指定管理者 応募関係書類一覧

区分	様式番号	書類名
	様式 1	指定管理者指定辞退届
	様式 2 - 1	指定管理者事業説明会申込書
	様式 2 - 2	指定管理者施設見学会参加申込書
	様式 3	質問書
	様式 4	指定管理者指定申請書
団体に 関する書類	様式 5	共同事業体協定書
	様式 6	共同事業体連絡先一覧
	様式 7	団体の概要
	様式 8	役員名簿
	様式 9	応募資格に関する申立書
	様式 10	暴力団排除に関する誓約書
	様式 11	中小企業の活性化に係る評価に関する申立書
	様式 12- 1	福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書
	様式 12- 2	福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）
	様式 13- 1	国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書
	様式 13- 2	国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置の概要（申立書）
	様式 14	指定管理等の実績一覧
提案に 関する書類	様式 15- 1 ～ 様式 15-11	指定管理業務の事業計画書
	様式 16	収支予算書（令和 5 年度）

応募時に提出する書類の作成要領

- (1) 応募時に提出する書類は、既存のパンフレット等を除き、基本的に、A4版縦、横書き（またはA4版横、横書き）とします。図表等については、必要に応じてA4版横又はA3版横でも差し支えありません。
- (2) 「指定申請書及び団体に関する書類」と「提案に関する書類」（「応募関係書類一覧表」参照）を各一冊ずつのA4版縦のフラットファイル等に綴り、表紙・背表紙に「書類名」を明記してください。（応募団体名は記載しないでください。）
- (3) 同種の書類は原則として両面印刷としてください。
（インデックスの貼り付けを行う場合は、白紙挿入の上、白紙に貼り付けてください。）
- (4) 提案に関する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 様式15-1～様式15-11について、
図や表などを適宜使用するなどし、一読して計画内容が十分に理解できるよう、見やすく明確な提案書を作成してください。
提案本旨にあまり関係のない過剰な資料は避け、できるだけわかりやすく簡潔な資料を作成してください。また、頁番号をつけてください。
- (6) 様式14、様式15-1～15-11、様式16について
応募団体名及びそれが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名等、ブランド名、広告フレーズ等）は一切記載しないでください。
提案書の中で応募団体や構成団体（企業）等を記載する場合は、各団体（企業等）が識別できるように、記号等（例：A社、B社）を用いて表記してください。その場合、提案書とは別に、提案書の中で記号等を用いて表記された各団体（企業等）名が把握できるよう、記号と団体（企業等）名を対応させた「団体（企業等）名対応一覧表」（様式任意）を作成し、1部提出してください。

様式1

指定管理者指定辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

(電話

)

〔 (※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。 〕

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家指定管理者の指定に係る令和
年 月 日付申請について、下記の理由により辞退します。

記

指定管理者募集説明会参加申込書

令和 年 月 日

所在地
団体名
担当者氏名
所属・職名
電話番号
FAX番号
E-mail

福岡市立立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家指定管理者募集説明会への参加を、次のとおり申し込みます。

団体名	
参加者氏名 (各団体 2名以内)	

*この申込書は、募集要項に記載の期限までに届くように提出してください。

指定管理者施設見学会参加申込書

令和 年 月 日

所在地
団体名
担当者氏名
所属・職名
電話番号
FAX番号
E-mail

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家指定管理者施設見学会の参加を、次のとおり申し込みます。

(希望に○)

団体名		自然の家	海の家
参加者氏名 (各団体 2名以内)			

*この申込書は、募集要項に記載の期限までに届くように提出してください。

(注意事項等)

*背振の少年自然の家

- ・駐車場は第二駐車場をご利用ください。
- ・屋外見学は、草場や土の上を歩きます。

*海の中道青少年海の家

- ・駐車場は第一駐車場（満車の場合は第二駐車場）をご利用ください
- ・カッター見学（任意）は、海の中道マリーナで行います。各自、車で海の中道マリーナへ移動していただきます。また、海の中道マリーナは駐車料金がかかります。

様式3

質問書

団体名
担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-mail

質問項目	質問内容
※質問の対象となる 募集要項等の該当箇所を記入してください。	

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

[(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。]

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家について指定管理者の指定を受けたいので、福岡市立背振少年自然の家条例第 14 条第 2 項及び福岡市海の中道青少年海の家条例第 14 条第 2 項の規定により申請します。

様式5

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

共同事業体名
 代表者 所在地
 商号等
 職・氏名 (印)
 (※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
 手書きしない場合は、記名押印してください。

件名	福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家 指定管理者の募集
----	-----------------------------------

上記件名の募集に参加するため、募集要項に基づき、共同事業体を結成し、福岡市との間における下記事項に関する権限を代表構成団体に委任して申請します。

なお、上記件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、福岡市に対して連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表構成団体(受任者)	所在地 商号等 (印) 職・氏名 (印)
共同事業体事務所所在地	
共同事業体の構成団体(委任者)	所在地 商号等 (印) 職・氏名 (印)
	所在地 商号等 (印) 職・氏名 (印)
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、本共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合は、直ちに解散します。また、本共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければ、これを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

(備考) 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出してください。また、共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて作成してください。

様式 7

団体の概要

団体名					
所在地	〒				
代表者氏名		電話番号		FAX 番号	
設立年月日	年 月				
沿革					
事業内容					
主な実績					
財政状況 (過去3年間 について記入 してください。) ※公益法人等 は、これに準 じて記入し てください。	項 目	年度	年度	年度	
	総収益				
	総費用				
	当期損益				
	累積損益				
応募に関する担当連絡先					
担当者氏名			部署・職名		
電話番号		FAX 番号		E-mail	

役員名簿

【団体名 】

※元号は略称で記載し、性別は○で囲んでください。

区分	役職	氏名	氏名カナ	生年月日			性別
				明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	
1							男・女
2							男・女
3							男・女
4							男・女
5							男・女
6							男・女
7							男・女
8							男・女
9							男・女
10							男・女
11							男・女
12							男・女
13							男・女
14							男・女
15							男・女

(注) 収集した個人情報については、警察本部への照会確認のみに使用し、その他の目的には使用しません。

応募資格に関する申立書

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家に係る指定管理者指定申請を行うに当たり、下記に記載した事項は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

〔 (※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が
手書きしない場合は、記名押印してください。 〕

記

- (1) 福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家指定管理者募集要項「4. 応募について (1) 応募資格」については、いずれも満たしています。
- (2) 福岡市の競争入札有資格者名簿に登載（されている ・ されていない）。

(注) (2) で名簿に登載されていない団体については、「暴力団排除に関する誓約書（様式 10）を提出してください。

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

印

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。

「福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家」の指定管理者としての指定にあたり、当団体は下記事項について誓約します。

なお、この誓約に違背した場合は、指定取消等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 当団体及び当団体の役員並びに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。
- 2 暴力団や暴力団と関係がある企業との契約や私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴市や警察へ通報するとともに関係機関と協力の上、その排除に努めます。

中小企業の活性化に係る評価に関する申立書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

〔 (※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。 〕

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家に係る指定管理者指定申請を行うに当たり、下記のとおり申し立てます。

記

- 1 業種、資本金の額又は出資の総額および常時使用する従業員の数については、以下のとおりです。(【A】及び【B】については、該当する場合のみ✓を記入)

業種	該当する業種の □に✓	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)			
		資本金の額又は出資の総額【A】	該当する□に✓	常時使用する従業員の数【B】	該当する□に✓
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	□	3億円以下	□	300人以下	□
② 卸売業	□	1億円以下	□	100人以下	□
③ サービス業	□	5,000万円以下	□	100人以下	□
④ 小売業	□	5,000万円以下	□	50人以下	□

- 2 みなし大企業の該当有無については、以下のとおりです。(該当する場合のみ✓を記入)
- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ではありません。
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ではありません。
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業 ではありません。
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業 ではありません。
 - (5) (1)～(3)に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業 ではありません。

福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家に係る指定管理者指定申請を行うに当たり、下記のとおり申し立てます。

記

1 福岡市における競争入札参加停止措置について

令和2年3月1日以降に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受けたもので、本募集の公告日が、【競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とし、競争入札参加停止の措置期間と同期間】にあるものについて、

- (1) 該当がない <様式 12-2 の作成は不要>
 (2) 該当がある <様式 12-2 の作成が必要>

2 【1で(2)を選択した場合のみ記載】

件数： _____ 件

福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

〔（※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が
手書きしない場合は、記名押印してください。〕

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家に係る指定管理者指定申請を行うに当たり、下記のとおり申し立てます。

記

① 競争入札参加 停止の措置期 間	
② 停止措置に 至った原因の 具体的内容	
③ 発生後の対応 及び再発防止 策等	

【添付書類】 停止措置に至った原因の詳細が分かる資料（例：事故報告書、役員会等での説明資料）
※本申立書は、競争入札参加停止措置 1 件につき 1 枚作成してください。

国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑩

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が
手書きしない場合は、記名押印してください。

福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家に係る指定管理者指定申請を行うに当たり、下記のとおり申し立てます。

記

1 国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置について

公告日から起算し過去2年以内に、国または他の地方公共団体の競争入札参加停止措置(国または他の地方公共団体が規定する、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要綱等に基づくもの)を

- (1) 受けていない <様式 13-2 の作成は不要>
 (2) 受けた <様式 13-2 の作成が必要>

2 【1で(2)を選択した場合のみ記載】

件数： 件

国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置の概要（申立書）

令和 年 月 日

（あて先）福岡市長

所在地

団体名

代表者氏名

⑨

〔（※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が
手書きしない場合は、記名押印してください。〕

福岡市背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家に係る指定管理者指定申請を行うに
当たり、下記のとおり申し立てます。

記

① 措置を受けた自治体等の名称	
② 競争入札参加停止の措置期間	
③ 停止措置に至った原因の具体的内容	
④ 発生後の対応及び再発防止策等	

【添付書類】 停止措置に至った原因の詳細が分かる資料（例：事故報告書、役員会等での説明資料）

※本申立書は、競争入札参加停止措置 1 件につき 1 枚作成してください。

指定管理等の実績一覧表

指定管理の指定を受けた施設名、指定期間を記載してください。

(他都市で指定管理の実績も実績を含みます。)

類似施設の管理運営実績があれば記入してください。

区分	所在地	施設名	業務内容	実施期間

(記載要領)

- 区分欄は、「福岡市」「他都市(●●県、▲▲市など)」「民間」のいずれかを記載してください。
- 所在地欄は、施設のある市町村名を記載してください。
- 業務内容・実施期間欄は、施設の概要等ではなく、貴団体が担っている業務範囲や期間を記載してください。
- 行数が足りない場合は、この表に準じて作成してください。

指定管理業務の事業計画書

<目次>

(1) 施設の設置目的を踏まえた管理運営方針等	様式 15- 1
(2) 管理運営の実施体制等	様式 15- 2
(3) 施設の適切な維持管理	様式 15- 3
(4) 事故等の防止等	様式 15- 4
(5) 苦情等の未然防止等	様式 15- 5
(6) 事業の実施計画	様式 15- 6
(7) 学校利用に対する配慮	様式 15- 7
(8) 事業の実施計画	様式 15- 8
(9) 利用者に対するサービスの向上	様式 15- 9
(10) 経費節減の取組	様式 15-10
(11) 市の施策に寄与する取組	様式 15-11

様式 15-1

(1) 施設の設置目的を踏まえた管理運営方針等

- 自然の家及び海の家を設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針について記載してください。
- 管理運営に対する団体の基本理念や意欲、これまで培った実績・ノウハウ等を、指定管理者としてどのように活かしていくかについても記載してください。

(2) 管理運営の実施体制等

- 管理運営の実施体制（共同事業体においては管理責任体制を含む。）について、本部、現地及び相互間の管理・責任体制（業務内容、人員配置等）を組織図や一覧表等で記載してください。
- 管理運営を適切に行う人員配置について、施設における運営上必要な知識・経験・技術・資格等を有する者の確保の方法、必要人員の任用計画、勤務ローテーションについても記載してください。
- 施設の管理運営に携わる職員の研修計画等、人材の育成に向けた取組について記載してください。

(3) 施設の適切な維持管理

- 施設の特徴・課題を踏まえた、施設・設備等の適切な維持管理の考え方について記載してください。
- 業務の一部について委託等を行う場合は、具体的な委託業務内容、指定管理者としての点検方法や指導監督方法などについて記載してください。

(4) 事故等の防止等

- 事故等の防止など安全対策や、事故発生後の対処方法について記載してください。
- 災害等発生時における危機管理について具体的に記載してください。
- 指定管理者が別途加入する賠償責任保険・補償保険等について計画があれば、具体的に記載してください。

(5) 苦情等の未然防止等

- 利用者等からの苦情等の未然防止及び対処方法、及び個人情報保護に関する取組について記載してください。
- 個人情報に関する規定や管理体系図などを添付してください。

(6) 事業の実施計画

- 管理の基準(管理運営業務の範囲)に基づく事業の実施計画及びその具体的内容(事業名、実施内容、対象者、時期・頻度、利用者負担の有無など)を記載してください。
- 事業実施に当たって、地域や関係団体等との連携について記載してください。海の家については、公園管理者及び公園関係団体との連携についても記載してください。
- 提案内容を確実に実行できる根拠や、計画の熟度等を記載してください。

--

(7) 学校利用に対する配慮

- 学校利用に関する基本的な考え方や学校間の利用調整、トラブル等の未然防止とその対処方法等について記載してください。

(8) 利用者に対するサービスの向上

- 施設の利用に係る手続きを適切に行うための管理体制について記載してください。
- 施設の利用に当たっての利用者の利便性・満足度を向上させる利用者視点の取組などについて記載してください。
- その他、利用者に対するサービス向上の取組があれば記載してください。

(9) 利用団体増の方策

- 団体種別（学校、青少年団体、家族、企業、未就学児団体等）に応じた、利用団体を増やすための取組について記載してください。

(10) 経費節減の取組

- 施設の管理運営に当たって、経費節減に向けた具体的な取組を記載してください。
また、団体として具体的な実績があれば、あわせて記載してください。

(11) 市の施策に寄与する取組

- 施設の管理運営を通じて、市の施策に寄与する取組について記載してください。
(例) 高齢者や障がい者等の雇用拡大施策に貢献すること、従業員のワークライフバランスの充実などの働き方改革の推進、男女共同参画の推進に貢献すること など

収支予算書

- 福岡市立背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家を管理運営するに当たって令和5年度の収支計画を記載のうえ、指定管理料を提示してください。

指定管理料の上限額	344,848 千円
・修繕費及び備品購入費 6,000千円を含む。	

収支計画内訳

(単位：千円)

	費目	内訳		金額	
		細目	明細		
収入	指定管理料			千円	
	その他	利用料金			
		食事代			
		その他利用者負担金			
		その他収入			
収入計 (A)					
支出	人件費	給与			
		手当			
		福利厚生費			
	管理運営費	光熱水費			
		清掃			
		警備			
		設備等維持管理			
		賃借料			
		その他事務費			
	事業費	印刷消耗品費			
		講師等謝礼			
		給食費			
		広報費			
		材料費			
		その他事業費			
		修繕・備品購入費			6,000 千円
		一般管理費			
		公租公課			
	支出計 (B)				

収支 (A) - (B)	- 千円
---------------------	------

(注1) 支出の部の各支出項目は、消費税及び地方消費税込の金額を記入して下さい。

(注2) 作成に当たっては必要に応じて行追加等を行って下さい。

(注3) 金額の根拠がわかる資料を別添して下さい。

(注4) 収支予算書については、施設毎のごとの別表(収支計画内訳)も提出して下さい。